

2012 年度 横浜市の予算編成に対する 日本共産党の要望と回答

要望提出 2011年10月18日

回答受理 2012年 3月23日

日本共産党横浜市会議員団

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市役所内 日本共産党横浜市会議員団控室

TEL. 045-671-3032 FAX. 045-641-7100

目 次

2012 年度横浜市予算編成にあたっての要望書	3
2012 年度予算編成にあたっての申し入れ	4

I. 安心して子どもを産み育てられる横浜、行き届いた教育を

1. 防災対策の強化を	6
2. 子育て家庭の経済的負担の軽減を	6
3. 産科・周産期医療の充実を	8
4. 子育てと仕事の両立支援を	9
5. 児童虐待・育児不安への対策を	10
6. 困難を抱える若者の支援	10
7. 少人数学級等による行き届いた教育で基礎学力の向上を	11
8. 快適な教育環境の整備を	11
9. 安全で豊かな学校給食の充実を	12
10. 障がい児教育の充実を	12
11. 子どもが大切にされる教育条件の整備を	14
12. 図書館の充実を	16
13. 文化・スポーツ施策、生涯学習の拡充を	17
14. 市立大学の充実を	17

II 市民の命とくらしを守る福祉・医療の充実を

1. 災害時に市民の健康と命を守ることができる医療福祉体制を	19
2. 現在の原発事故による放射能被害から市民を守る	20
3. 市民が安心して受けられる医療福祉体制の充実を	20
—国民健康福祉保健—	20
—高齢者施策—	22
—障がい者施策—	24
—生活保護施策—	27
—保健医療施策—	28

III 横浜市中小企業振興基本条例を基礎に、 中小企業・自営業を名実ともに横浜経済の柱に

1. 横浜市中小企業振興基本条例を、より一層、実効あるものとするために	32
2. 横浜市中小企業振興基本条例に基づく市内中小企業・自営業者への具体的な施策を	34
3. 商店街の活性化・振興策について	35

4. 市内中小企業・自営業者の公共工事・事業の受注機会の増大を	36
5. 不況に苦しむ市内中小企業・自営業者へ支援の充実を	38
6. 生き生きと生活できる雇用の創出を	39
7. 市内農業の発展を	40

IV 災害に強く、環境にやさしい、平和な横浜を

1. 災害に強い 安全な街づくりをめざす	42
2. 大型開発・都心部開発は見直し、地域生活圏における震災・防災対策を 考慮した公共基盤整備を図る	44
3. 市街地区域の拡大にストップをかけ、都市部の緑と斜面緑地を守る	47
4. 地球温暖化防止対策の強化と資源循環型社会の実現をめざして	48
5. バス・電車・地下鉄等の公共交通網の充実を	50
6. 米軍基地の即時無条件全面返還と平和都市宣言を	52

注意：回答欄の局名は、（回答区・局・事業本部）、〔共管区・局・事業本部〕です。

2011年10月18日

横浜市長 林 文子 様

日本共産党横浜市議員団
団 長 大 貫 憲 夫

2012年度横浜市予算編成にあたっての要望書

3月11日発生した東日本大震災と東京電力福島第一原発事故による未曾有の被害は、これまでの災害対策やエネルギー政策等のあり方の再検討を私たちに突きつけています。政治と行政は、この歴史的課題に正面から立ち向かわなくてはなりません。また、地方自治体が、住民のいのちと暮らしを守るためにどのような役割を果たさなければならないかを問われているのではないのでしょうか。

例年と異なり、8月25日に「2012年度予算編成にあたっての申し入れ」を行ったのは、こうした時代認識と、自治体の今日的役割が予算編成の基本方針に反映されることを願ったことでした。

貴職が9月5日に発表された「平成24年度予算編成にあたっての市政運営の基本的考え方」とそれに基づいた「施策推進・予算編成・組織運営の方針」に示された「災害に強いまちづくりの実現」、「持続可能な低炭素都市の実現」などは、方向性としては時代と市民要望にかなったものです。

しかし、中小企業支援、保育所待機児解消、文化・観光等充実、低炭素都市施策、震災対策に財源を優先的に集中するとして、その他の事業は休止・先送りし、拡充は原則として行わないとしています。これは、その他の切実な市民要求を入り口でふさぐものであり、大いなる疑問を抱かざるをえません。再考を求めるものです。

また、歳入確保策として、未収債権の機械的な回収目標の設定や、受益者負担のあり方検討は、市民の暮らしを脅かすものであり、「共感と信頼」の市政運営に合致していません。

さて、この要望書は、各界、各層との懇談会で寄せられた市民要望を踏まえ、市民生活上必要とされている政策課題を4つの大項目でまとめたものです。

この要望書にある切実な市民要望を先に提出した9つの重点要望とあわせ、予算案に積極的に盛り込まれるよう強く要望するものです。

2011年8月25日

横浜市長 林 文子 様

日本共産党横浜市議団
団 長 大貫 憲夫

2012年度予算編成にあたっての申し入れ

本年3月11日に起きた東日本大震災と福島第一原発事故は、日本の社会・政治・経済・国民生活のあり方を問い直させる歴史的な大災害であり、今後日本国民が長期にわたって正面からとりくみ、力を総結集して打開をはからなければならない、国政上の最大の課題です。

この度の大震災と円高が追い打ちをかけ、日本経済の落ち込みが深刻になっています。さらに少子高齢化も加わり、今後は税収の増加が見込めない状況です。

このような状況下、日本共産党横浜市会議員団は、市政運営の方向性を「防災の観点をあらゆる施策に貫くこと」と、「低エネルギー社会を展望して自然エネルギーの本格的導入に踏み出すこと」におき、予算編成にあたっては市民の「いのち、暮らし、福祉の向上」のための財源を最優先に確保する姿勢を貫くべきと考えます。

横浜経済の活性化を図ることも重要です。そのためには、今回の震災でそのもろさを露呈したこれまでの大企業を頂点とした経済メカニズムと決別し、中小企業振興基本条例をあらゆる施策に生かすことが大切です。

さらに、国の見直し作業を待つことなく、横浜市の地域特性を踏まえて「災害対策・防災計画」を見直し、市民が安心できるようにすることが必要です。

2012年度予算編成には大きな困難が予想されますが、市長におかれましては、この困難に勇気を持って立ち向かわれ、以上の視点に立脚されることを切望するものです。横浜市民の持つエネルギーを信頼し依拠するならば、きっと明るい展望が開かれるものと考えます。

あわせて、日本共産党横浜市会議員団は、2012年度横浜市予算編成にあたり、次の事項を重点に盛り込むよう要望するものです。

重点要望

1. 中学校給食を早急に実施すること。
1. 子どもの医療費を小学校卒業まで無料にし、所得制限をなくすこと。
1. 安心して老後がすごせるように、介護保険サービスを充実させること。
1. 特別養護老人ホームを増設し、待機者をなくすこと。
1. 住宅リフォーム助成制度を創設すること。
1. 耐震化支援制度を使いやすいものに抜本的に改善すること。
1. 官製ワーキングプアをなくすために、公契約条例を制定すること。

1. 1行政区に1保健所の体制に戻し、保健所の医師を増やすこと。
1. 放射能に対する市民の不安を払拭するため、子どもが利用する施設および給食食材の放射線量を継続的に測定し、公表すること。

I. 安心して子どもを産み育てられる横浜、行き届いた教育を

1. 防災対策の強化を

1) 耐震補強工事未実施の民間保育所のうち、市の補助対象の9園では実施ロードマップを作るよう指導を強めるとともに、対象外の16園も補助対象として耐震化を進めること。

<回 答>

(こども青少年局) 助成対象の園については、保育所設置法人等の自主的な取組みと併せ、耐震補強助成事業や老朽改築事業助成等を活用した、保育所の補強・改築等の促進を引き続き図っていきます。

また、助成対象外の園についても、耐震対策に自主的に取り組んでいただけるよう指導を強めるとともに、必要に応じて助成の対象施設の見直し等による対応を検討します。

2) 学校耐震補強工事は、再診断により補強が必要になった25校29棟を含め、年次計画を見直し、前倒しして進めること。同時に、コンクリート強度確認を2011年度中に行う76棟のうち、耐震補強工事が必要な場合は、2012年度中に工事を行うこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 再診断により補強が必要になった棟につきましては、平成23年度第3次補正予算で対応する予定で、耐震補強工事は2012年度の夏期に実施する予定です。

コンクリート強度確認の結果、強度不足の棟については、2012年度に耐震診断を実施し、その結果耐震性が不足している場合は引き続き設計を行う予定で、耐震補強工事は2013年度から順次実施する予定です。

3) 放課後児童クラブ施設の耐震対策を支援すること。

<回 答>

(こども青少年局) 平成22年度より、運営主体が所有する施設について、耐震診断や耐震改修工事費用について補助する制度を設けました。

4) 災害発生時、避難所となる学校(地域防災拠点)への仮設トイレ用下水道整備計画を前倒して進めること。また、計画以外の地域防災拠点にも広げること。

<回 答>

(環境創造局) [消防局] 震災時仮設トイレ用排水設備整備は、地盤の液状化が想定される地域防災拠点51箇所について平成26年度までに完了する計画となっておりますが、先の東日本大震災を踏まえトイレ対策の充実を図るため、1年前倒しし、平成25年度までに整備する予定です。

設置対象拠点の拡大については、関係局と共に検討をしております。

2. 子育て家庭の経済的負担の軽減を

1) 妊婦健診の公費助成は、国の動向に関わらず継続すること。

<回 答>

(こども青少年局) 平成23年度から4,700円の補助券の1回分を7,000円に増額し、回数

14回・総額82,700円の補助を行っています。平成24年度についても同様の補助を考えております。

2) 3ワクチン(ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん)接種助成は国の動向に関わらず継続すること。

<回 答>

(健康福祉局) 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種について、国は24年度の実施に必要な経費を第4次補正予算案に計上しましたが、詳細については補正予算成立後に連絡するとしています。

本市としても、国の方針を踏まえ、対応を検討してまいります。

3) 小児医療費助成の対象年齢を当面小学6年生まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃すること。

<回 答>

(健康福祉局) 厳しい財政状況の中ではありますが、通院助成対象を現行の「就学前まで」から「小学1年生まで」に拡大します。

4) 小児医療費の患者一部負担金は導入しないこと。

<回 答>

(健康福祉局) 市民生活の厳しい状況等を勘案し、引き続き、導入しません。

5) 妊婦歯科健診を復活すること。

<回 答>

(こども青少年局) 妊娠中の歯科疾患の状況が母体の健康だけでなく、お腹の赤ちゃんの健康に影響を及ぼす要因のひとつであることは十分に認識しております。

妊婦の健康の維持のためには、妊娠中の適切な歯科知識の理解や妊娠中からの定期的な口腔ケアの継続が重要です。このため、「かかりつけ歯科医」をつくり、定期的な歯科健診を促すことが大切であると考えます。

このようなことから、新たに市内の医療機関において妊婦歯科健診を実施します。

また、妊娠中の歯科疾患が胎児へ及ぼす影響等や歯科疾患の重要性については、引き続き母子健康手帳交付時や母親教室や歯科相談などで啓発してまいります。

6) 不育症への助成制度を創設すること。

<回 答>

(こども青少年局) 不育症については、厚生労働省研究班が研究を重ねているところであり、その提言により、平成23年9月には、一部の治療薬について保険適応となっています。

また、不育症の方々から、相談体制の充実を求める声が多くあるため、区福祉保健センターでの相談に対応できるよう職員研修を実施したところであり、さらに医師等による専門相談体制の構築についても関係医療機関と調整中です。

7) 保育料の値上げは行わないこと。

<回 答>

(こども青少年局) 本市では、保育所入所定員の増等に伴い、保育所運営費が年々増加し

ている一方で、認可保育所と他の保育サービスを比較すると、同じ所得であっても保育料に差が見られる状況となっています。

また、現在本市の就学前児童のうち、保育所を利用されている方は2割程度となっており、多くのお子様は保育所以外のサービスを利用されていますが、保育所を利用されている方と利用されていない方では、公費の負担にも差が見られます。

このため、家計への影響を考慮しつつ、負担の公平性を確保する観点から、適正な保育料となるよう見直すこととしたものです。

8) 横浜保育室の保育料を認可保育所と同等にするよう、軽減助成を拡充すること。

<回 答>

(こども青少年局)保育料等のあり方検討委員会より、保護者の負担の公平性の観点から、様々な御意見をいただいております、本市としても提言を踏まえて所得に応じた保育料の軽減助成をこれまでの最大4万円から最大5万円に拡充します。

9) 幼稚園就園奨励金を引き上げること。

<回 答>

(こども青少年局)私立幼稚園就園奨励補助金については、国の補助単価の改正に伴い、A～C区分の補助単価を増額としています。また、厳しい財政状況の中、24年度の国の補助単価が本市の単価を下回る区分についても、前年度同水準の補助単価を確保いたしました。

10) 放課後児童クラブ運営費補助金を増額し、保護者負担を軽減すること。

<回 答>

(こども青少年局)非常勤職員の時給単価を840円から856円に見直しを行いました。また、児童の安全確保及び運営の安定化を図るため、小規模クラブの区分を2つに分け、対象児童数15人～19人のクラブについては、非常勤指導員1名分の人件費を増額しました。

11) 自主運営の子育てサークルなどの団体が活動しやすいよう、これらの団体の地区センター・公園等公的施設の利用料を引き下げること。

<回 答>

(市民局) [こども青少年局] (地区センターについて)

地区センターは、だれもが利用できる施設として設置している施設です。施設の設置目的を勘案すると、現在の料金水準は適正と考えております。

(環境創造局) [こども青少年局] (公園について)

公園は無料となっていますが、公園内の有料施設につきましては、学校利用等を除き、利用料金を減じることや引き下げることとは考えておりません。

3. 産科・周産期医療の充実を

1) 区内にお産のできる病院・診療所がない区(栄区、緑区、2011年4月現在)では、施設設置に向けて特別体制をとること。

<回 答>

(健康福祉局) 出産できる医療施設の開設については、病床整備事前協議において産科病床に対して優先配分することを、事前に公表の上、実施するとともに、産科病床の整備にかかる助成を実施するなど、様々な機会を捉え、民間事業者への働きかけを行っております。

2) 産科拠点病院を整備するとともに、診療所・助産所の運営支援を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 本市では、将来にわたり安定的な産科・周産期救急医療体制を構築するため、方面別に産科拠点病院の整備を進めていきます。

また、分娩取扱医療機関において分娩取扱数の確保を図るために産科医師を雇用した場合の支援や産科病床の増床に対する支援などの取組みも進めています。

3) 市民病院のNICU、GCUの看護師を確保し、拡充すること。

<回 答>

(病院経営局) 引き続き看護師確保に取り組む中で、拡充について検討してまいります。

4) 横浜市医師会看護専門学校に助産師養成コース新設のための支援を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 現時点では助産師養成コースの新設は考えておりませんが、助産師を含めた医療人材の確保については、引き続き関係団体等の意見も伺いながら検討を進めてまいります。

4. 子育てと仕事の両立支援を

1) 保育所待機児童解消にあたっては、保育所面積基準は緩和しないこと。また、認可保育所を増設すること。

<回 答>

(こども青少年局) 本市は認可保育所の面積基準の緩和を特例的に行える地域として、厚生労働大臣から指定されましたが、保育関係者をはじめ、様々な方のご意見を伺いながら、よりよい保育環境が確保されるよう、今後検討していきます。

また、平成25年4月の待機児童解消に向け、認可保育所の新設を中心とした定員増を引き続き進めていきます。

2) 子どもの発達保障・安全確保の観点から、良質な保育環境・保育内容が確保されるよう、保育所認可基準を適正化するとともに、審査を厳格に行うこと。

<回 答>

(こども青少年局) 保育所認可基準については、保育関係者をはじめ、様々な方のご意見を伺いながら、よりよい保育環境が確保されるよう、今後検討していきます。

また、設置認可にあたっては、これまでどおり法令や要綱等の観点から公平・公正に審査しています。

3) 民間保育施設で保育士不足が常態化しているため、人材バンクの創設や就職説明会な

ど、雇用支援を行うこと。

<回 答>

(こども青少年局) 保育士確保策として、23年度には就労支援講座(6回開催)、地方の養成校在校生への横浜市の保育所求人情報の提供及び就職説明会の開催(2回)、市ホームページでの保育所の求人情報の掲載を行いました。24年度も引き続き講座の開催(6回以上)を行うほか、より多くの地域の学生に横浜市への就職情報を提供する機会を設け(4回以上)、私立保育園園長会と連携して開催をしたいと考えています。

5. 児童虐待・育児不安への対策を

1) 区福祉保健センターに児童虐待対応の専任部署を新設し、保健師やケースワーカーなどの正規職員を増やすこと。

<回 答>

(こども青少年局) 児童虐待や不適切養育に対応するためには、区における体制強化は必要であると考えています。

引き続き、専門性の向上と必要な体制の充実に向けて努めてまいります。

2) 区福祉保健センターの母子訪問指導員は、アルバイトでなく、嘱託とするなど待遇を引き上げて必要人数を確保し、新生児訪問の希望に応えること。

<回 答>

(こども青少年局) 母子訪問指導員は、地方公務員法第3条3項3号に定める非常勤特別職であり、補償等については、常勤職員と同等の扱いとなっております。また、助産師等の看護職の不足は深刻であり、確保のためには、フルタイムの勤務より、子育て期の看護職などは、自分の自由な時間を有効に使える方が働きやすいなど、あらゆるライフサイクルに合わせた、働き方ができるようにすることも必要ではないかと考えています。今後も訪問員確保のために検討していきます。

3) 乳幼児健診時に育児不安への対応や生活支援の相談が出来るよう、区福祉保健センターの正規専門職員を増やすこと。

<回 答>

(こども青少年局) こども家庭支援(障害)支援課の保健師・社会福祉職の体制強化は、相談機能の拡充には必須であると考えています。しかし、専門職の人材不足は深刻であり、今後も相談機能の拡充に向けた体制強化について、検討していきます。

4) 児童相談所の児童心理司、児童福祉司を増員すること。

<回 答>

(こども青少年局) 職員の勤務状況や入所児童の状況等を踏まえ、必要な職員体制の確保に努めてまいります。

6. 困難を抱える若者の支援を

1) 若者サポートステーション事業など困難を抱える若者の支援策を拡充すること。

<回 答>

(こども青少年局) 若者サポートステーションにおける支援の拡充を図るとともに、青少年相談センターにおける総合相談及び社会参加に向けた継続支援や、地域ユースプラザの東部方面への新規整備など、困難を抱える子ども・若者の育成施策の充実を図っていきます。

2) 現在 8 か所の青少年の地域活動拠点など、中高生が利用しやすい施設を増やすこと。

<回 答>

(こども青少年局) 主に中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、様々な体験等を行う「青少年の地域活動拠点」を設置しております。平成24年度は新規に1か所整備するとともに、地域で青少年の自立や成長を支援するなど機能を充実していきます。

7. 少人数学級等による行き届いた教育で基礎学力の向上を

1) 国の小学1年生の35人学級、市独自の児童支援専任教諭の配置や、小中学校サポート事業の配置対象学年の拡大や非常勤講師の配置人数の拡充などに留まらず、市独自で2年生以上にも35人学級を実施すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 公立義務教育諸学校の学級編制基準については、法律の規定により都道府県教育委員会が定めることとされており、国及び県の動向を踏まえて対応をしております。

2) 本来配置されるべき正規教員が配置されず、臨任教員ですませている現状を解消するため、正規教員の採用枠を増やすこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 神奈川県が決めている定数の枠内で、可能な限り正規職員が配置できるよう、採用試験の合格者数を決定しておりますが、合格者数を決定した後に生じる、定年退職以外の退職や児童生徒数の増減によるクラス数の変動などの不確定な要素があるため、一定数の欠員が生じてしまいます。今後も、正規教員の確保に努めてまいります。

8. 快適な教育環境の整備を

1) 学校特別営繕費を増額し、特に遅れている屋上防水・外壁補修などの学校営繕を進めること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校施設の営繕に必要な経費の確保に努めてまいります。

2) 学校施設のバリアフリー化を促進すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 個々の学校の状況に応じてドライトイレ化やエレベータの設置を検討する事で、バリアフリー化を促進してまいります。

3) 教室へのエアコン設置においては、地元業者の受注が望めないPFI方式は行わないこと。

<回答>

(教育委員会事務局) 直接施工により可能な限り市内企業へ受注機会を提供してまいります。

9. 安全で豊かな学校給食の充実を

1) 中学校給食を早期に実施すること。

<回答>

(教育委員会事務局) 中学校期になると体格・食事量など個人差が大きくなり、給食などの画一的な献立よりも、子供たちが自分の体調や栄養バランスを考慮した、個々に応じた昼食のほうが望ましいと考えており、中学校では家庭からの弁当持参を基本としております。

弁当を持参できない生徒への対応等について、より望ましい中学校の昼食のあり方について検討してまいります。

2) 小学校給食調理業務が民間委託では調理員の入れ替わりが激しく、子どもたちとの交流が深まらず、食育の観点からも民間委託をやめること。

<回答>

(教育委員会事務局) 学校給食について、効果的・効率的な業務運営を一層推進するとともに、民間のノウハウや専門性、柔軟性を取り入れて給食業務をさらに充実していく観点から、民間委託化を進めています。

学校給食調理業務の民間委託につきましては、安全確実な履行や、給食運搬による安全とゆとり時間の確保などの効果が確認されております。

3) 全小学校に正規の学校栄養職員を、市費で配置すること。

<回答>

(教育委員会事務局) 学校栄養職員の定数は、法律の規定により県教育委員会が定めることとされており、県からの配当定数によります。

4) 食材の地産地消を進めること。

<回答>

(教育委員会事務局) 学校給食の食材については、食品衛生に関する関係法令等に基づき、安全性の確保を図っております。各学校では学校行事や学校の独自性を生かした独自献立の中で地場産野菜を取り入れることが可能です。また、学校給食会で調達する農産物についても全市的な取り組みとして一部の農産物について市内産・県内産等の指定納入、優先納入するよう業者に入札時に指定しております。

10. 障がい児教育の充実を

1) 特別支援学校において、知的障がい部門・小中学部が大規模化しているため、県と連

携して知的小中学部を増設すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 特別支援学校の設置について、法的な義務がある神奈川県に対して要望してまいります。

2) ろう特別支援学校の早期教育(0・1・2歳)に正規教諭を複数配置するとともに、定数化を県に求めること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 平成23年度は、盲、ろう特別支援学校に、それぞれ週29時間、市費にて非常勤講師を配置しております。

3) 盲・ろう特別支援学校において、単一障がい学級は児童生徒が1名だけの場合でも複式学級にせず、学級として認可する県単独措置を復活するよう県に働きかけること。やむを得ず複式学級になる場合、市費で教諭を配置すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 県に要望を伝えてまいります。

また、市費独自での教員の配置は困難です。

4) 言語・難聴通級指導教室の教員を情緒通級指導教室並に加配し、通級指導教室の定員を60名から引き下げて新設計画を立てること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 教員の定数は、法律の規定により県教育委員会が定めることとされており、県からの配当定数によります。

5) 市立高校において、発達障がいなど「特別な支援」を要する生徒にも適切な支援ができるように、教職員配置、施設・設備面等の条件整備を行うこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 教職員の配置については、標準法を基準とし、各学校の指導内容等の実態を吟味しながら市立高校全体の枠の中でバランスの取れた教員配置を行ってまいります。

施設・設備面等については、今後個々の事例ごとに検討してまいります。

6) 個別支援学級等の合同合宿学習に使用するバス代は、厳しい財政状況を理由として保護者負担とされているが、全額公費負担に戻すとともに、宿泊料も全額公費負担とすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 厳しい財政状況のため、全額公費負担とすることは困難ですが、バス代の一部を公費負担するなど、特別支援教育施策の充実に努めております。

7) 障がい児が一般校で介助を受ける際に利用する「生活支援事業」を、実態にあわせて拡充すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校生活支援員の利用実態を踏まえ、適切に対応してまいります。

8) 一人では通学困難な障がい児は全員、ガイドボランティアを利用できるよう、対象者の要件を緩和すること。

<回 答>

(健康福祉局) 現在、ガイドボランティアの通学利用の要件は、視覚障害児1～2級、全身性障害児1～2級、知的・精神障害児またはそれに準ずる者としています。今後、ガイドヘルパー事業とあわせて制度の見直しを行ないたいと考えており、対象者要件についても検討していきます。

11. 子どもが大切にされる教育条件の整備を

1) 義務教育は無償の原則にたち、保護者負担をなくすこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 教育の機会均等の確保に則り、本市としても対応しておりますが、保護者負担については、必要最小限の範囲にとどめるよう、学校長あて通知しております。

2) 就学援助は所得基準額を現行の1.3倍に引き上げ、申請の窓口は学校ではなく教育委員会とし、郵送を主とすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 就学援助の認定にあたっては、所得金額から家庭状況を考慮した一定額を控除した上で、生活保護基準に当てはめており、他都市と比較しても適正な水準であると考えております。

申請窓口につきましては、学校において家庭環境の把握や書類不備の確認等を行いながら、学校長が就学援助が必要な児童生徒として教育委員会へ申請書類を提出しております。

3) 他社からの年表盗作を認めた自由社版中学歴史教科書使用は道徳教育上から認められないため中止し、訂正など改善すること。また、2012年度使用の育鵬社版歴史教科書で指摘されている図表盗作疑惑については、教育委員会の責任で調査すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 教科書の記述については、文部科学省教科書調査官による調査、教科用図書検定調査審議会における専門的・学術的な審議・答申に基づき、文部科学大臣により検定が行われ、合格しているものです。

国の教科用図書検定規則では、検定を経た図書について、誤記等があることを発見したときは、発行者が文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行なわなければならないとされております。

また、既に供給が完了している図書に関する訂正内容の通知については、同規則実施細則の規定により、発行者が行い、周知に努めなければならないとされております。

4) 南高等学校附属中学校の入学選抜試験は、受験戦争の低年齢化を助長することになるため、「適性検査」の名による試験は行わず、抽選とすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 入学者の選考にあたっては、適性検査及び調査書により総合的に決

定してまいります。

5) 富士見中学校と吉田中学校の統廃合計画は、両校の保護者や地域住民の意見の合意を図ること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 小規模校対策としての学校統合については、地域・保護者・学校関係者からなる「小規模校対策検討委員会」を設置し、地域等と十分に調整を図りながら進めてまいります。

6) 夜間学級(夜間中学)に専任教諭を配置すること。また、1校8名までとなっている定員をなくし、希望者全員が入れるようにすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 夜間学級への入級については、入級要件を満たす希望者は市内5学級において、全員受け入れています。また、夜間学級の運営改善については、夜間学級が当初の設置目的から大きく変容していることを踏まえ、教育委員会事務局内に課題検討プロジェクトを立ち上げて、その在り方の再検討をしております。

7) 横浜総合高校が移転後、横浜国大付属中学校グラウンドを使用できるようにすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 横浜総合高校の移転に際しては、教育課程に必要な施設改修を行って学習環境を整え、移転開校に向けて準備を進めております。

8) スクールカウンセラーの常駐やスクールソーシャルワーカーの増員など、児童生徒の生活環境の把握や支援を拡充すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) スクールカウンセラーについては、小中一貫教育ブロックを視野に入れ、支援が必要なブロックに小中同一のカウンセラーを配置するなど、相談体制を工夫するとともに、小学校へのカウンセラー派遣については、中学校と同程度の週1回とするため、平成26年度を目途に体制の強化・充実に努めてまいります。平成23年度に学校教育事務所へ配置したスクールソーシャルワーカーについては、引き続き現体制により、各学校への支援活動を行ってまいります。

9) 不登校児童生徒支援の自主運営サークルへの支援策を創設すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 不登校児童生徒への支援については、多様な相談ニーズに応じた、安心して相談できる体制づくりに努めております。そのために、民間教育施設との連携や市教委主催の「保護者の集い」の開催などによる保護者支援を引き続き推進してまいります。

(こども青少年局) 横浜市青少年相談センターや地域ユースプラザでは、地域でひきこもり・不登校などの青少年の支援を行っているNPO法人等に対し、研修会や学習会等の機会を提供しています。

10) 私費負担となっている不登校児童・生徒の健康診断費用を市費負担とすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 健康診断については、原則、全員市費負担で行っております。

ただし、どうしても学校の実施日に受けられない場合は、不登校児童・生徒に限らず自費になりますが、都合の良い日にかかりつけ医等で受診するようお願いしています。

11) 全国一斉学力テストは国の動向にかかわらず参加しないこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 全国学力・学習状況調査は、国の責任において、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から実施されております。平成 23 年度は震災の関係から本来の調査を実施することはできませんでしたが、調査の目的から、協力していくことは妥当と考えております。

12) 「日の丸」「君が代」の扱いについての学校への「通知」は撤回すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校教育においては、国旗・国歌の意義を理解させ、それらを尊重する態度を育てることはきわめて重要であることから、国旗及び国歌については、学習指導要領に則って指導してまいります。

12. 図書館の充実を

1) 市民一人当たりの図書費・蔵書冊数・貸し出し冊数が政令都市で最下位となっている。

図書館が各区 1 館のみの現状を見直し、増設計画を策定すること。また、図書費を大幅に増額し、利用者からの蔵書要望に応えること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 現在、図書館を新設する予定はありません。

また、厳しい財政状況の中、図書費の増額は困難ではありますが、購入方法を見直す等、少ない財源でより多くの蔵書を揃えられる工夫を続けてまいります。

2) 当面、「駅での図書館サービス基礎調査」を踏まえ、駅で図書館サービスを利用しやすくすること。また、移動図書館車を増やすこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 駅での図書館サービスについては、基礎調査の結果を踏まえて検討していきます。

また、現在、移動図書館車を増やす計画はございません。

3) 市立学校に、司書資格をもつ専任の正規学校司書を配置すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校図書館法に基づき、司書教諭の資格を持つ教員に対し兼務発令を行うことにより、司書教諭を配置しております。

4) 当面、学校図書館が活性化するよう、司書教諭が担うべき役割を果たせる十分な時間を確保すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校図書館は、読書センターとしての機能と、自発的・主体的な学習活動を支援する学習・情報センターとしての、二つの重要な役割を担っております。ほとんどの市立学校に司書教諭を配置していますが、時間確保については、各学校が、自校の状況に応じて判断しております。なお、司書教諭を含めた学校図書館担当教諭には、様々な研修を開催してまいります。

13. 文化・スポーツ施策、生涯学習の拡充を

1) 港北、青葉など未整備区での区民文化センターを早期に整備すること。

<回 答>

(文化観光局) [港北区、青葉区] 文化施設については、地域文化拠点としての機能を確保するため、規模や整備手法を地域特性にあわせて検討してまいります。

青葉区につきましては、従来、東急所有のフィリアホールの年間利用枠の半分を市民枠として利用してきましたが、平成 25 年 4 月からは無償で借り受け、区民文化センターとして通年利用ができるよう準備を進めております。

2) スポーツ施設の利用料金を低廉にし、特に青少年・若者が気軽に利用できるようにすること。

<回 答>

(市民局) 料金については、適正な受益者負担のあり方について検討してまいります。

3) 公園プールや余熱利用温水プールは存続すること。

<回 答>

(環境創造局) [総務局] (公園プールについて)

公共施設のあり方検討委員会の意見の最終取りまとめを受け、現在、プール及び野外活動施設等の見直しの基本的な考え方を検討中です。公園プールの扱いについては、その基本的な考え方を受け、今後の対応を定めていきたいと考えております。

(市民局) [総務局] (余熱温水プールについて)

横浜市公共施設のあり方検討委員会の意見を踏まえつつ、対応を検討してまいります。

4) 道志青少年野外活動センターのキャンプ場は存続すること。

<回 答>

(こども青少年局) 道志青少年野外活動センターキャンプ場については、「公共施設のあり方検討委員会 意見の最終とりまとめ」(平成 23 年 11 月)を踏まえて、今後の方針を決定します。

なお、24 年度については、これまでどおりキャンプ場を運営する予定です。

14. 市立大学の充実を

1) 運営交付金を大幅に増額すること。

<回 答>

(政策局) 横浜市立大学が作成し、本市が認可しました「公立大学法人横浜市立大学中期計画(第2期)」(対象期間:平成23年度~平成28年度)に基づき交付してまいります。

2) 付属病院の医療技術職を除く全教職員を対象とした任期制はやめること。

<回 答>

(政策局) 市大からは、運用上の課題等については、引き続き検討していくと聞いております。

Ⅱ 市民の命とくらしを守る福祉・医療の充実を

1. 災害時に市民の健康と命を守ることができる医療福祉体制を

1) 保健所を1区1か所方式に戻し、保健所の保健師・医師を早急に増やすこと。次善策として、発災時には福祉保健センター長が仮設救護所を設置することになるので、医療に責任を持つ医師をセンター長とすること。

<回答>

(健康福祉局) 保健所体制については、全市1保健所体制とすることにより、保健所長に指揮命令を一元化し、発災時等区域を越えるような広域・大規模な健康危機発生時にも、迅速・的確な判断に基づく統一的な対応ができるようにしたものです。現在のところ各区に1か所の保健所体制に戻す予定はありません。

区福祉保健センターは、センター長が医師以外の職種となった区もありますが、そのような区については、センター長が健康危機管理等に的確な対応ができるように、原則として保健行政医師を配置し、医学的な支援を行っています。

2) 行政区単位で地域医療の関係者が連携してより機能的に動けるような体制を、日常的につくっておくこと。

<回答>

(健康福祉局) 災害時における関係機関との連携や情報共有は非常に重要であることから、各行政区等における連携体制のより一層の充実強化に努めます。

3) 民生委員の配置基準は、横浜市など都市部になるほど緩やかになっているが、高齢者や障がい者を日頃から把握している民生委員は発災時にも重要な役割を担うため、町村部と同等の基準とするように国に働きかけること。

<回答>

(健康福祉局) 地区担当民生委員の配置基準は、東京都区部及び指定都市では、220 から440 までの間のいずれかの数の世帯ごとに1人となっています。ただし、本市の場合、運用で200 から440 世帯ごとに1人としています。

4) 一刻も早く、特別養護老人ホームの待機者を解消すること。2011 年度から年間900 床から300 床に削減した特別養護老人ホームの整備計画を大幅に引き上げること。特に、発災時には在宅の介護度の高い高齢者が真っ先に犠牲になる可能性が高いため。

<回答>

(健康福祉局) 特別養護老人ホームの整備につきましては、第4期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に従い、入所の必要性・緊急性の高い申込者が、概ね1年以内に入所できる水準を維持するため、年間300床の整備を進めてきました。平成24年度以降も、要介護認定者の伸びを考慮し年間300床の整備を進めていきます。

5) 防災計画の見直しにあたっては、障がい者へのきめ細やかな対応を盛り込むこと。あわせて、避難所に、障がい別の備品・装具・設備を充分確保するとともに、障がい別にきめ細かな防災訓練を実施するなど、障がい者の防災対策を具体的に進めること。

<回 答>

(健康福祉局) [消防局]市の防災計画検討の中で、併せて検討してまいります。

2. 現在の原発事故による放射能被害から市民を守る

1) 現在 1 か所しかない常設モニタリングポストを増設し、市として責任を持って継続的な放射線量測定を行うこと。

<回 答>

(環境創造局) 平成 24 年 3 月に水道局仏向配水池(保土ヶ谷区)内に放射線モニタリングポストを設置することとしております。測定結果については、環境科学研究所の放射線モニタリングポストと同様に、ホームページにおいて公表してまいります。

2) 市内の本場や南部市場・食肉市場での放射線量測定を行うために、検査機器と測定人員を整備すること。

<回 答>

(健康福祉局) 食品の新たな基準値に対応するため、本場食品衛生検査所及び南部市場食品衛生検査所にゲルマニウム半導体検出器を整備するとともに臨時職員を配置するなどして、検査体制の拡充を図ります。

3) 学校給食食材の安全性を確認するため、毎日主要食材の放射線量測定を 1 校だけにとどめず増やし、その結果を速やかに公表すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 給食の食材については 10 月から 1 日 1 校分の全食材の検査を実施しております。

また、測定結果については、ホームページで公表しております。

4) 市民に、放射線に関する正しい知識を啓発すること。その際、特定の考え方の専門家だけに偏った登用をしないこと。小中学生にも放射線に関する学習を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 平成 23 年 9 月 5 日に開催した市民向け講演会「知ろう学ぼう放射線」や、平成 23 年 9 月に発行した広報よこはま特別号「放射線特集」は、日ごろ測定結果等をホームページ等でお知らせすることに合わせ、放射線に関する基本的な知識を知ること、横浜市の取り組みをより知っていただくことを目的に開催、配布しております。今後も、放射線に関する広報等については必要に応じ、適宜行っていきます。

(教育委員会事務局) (下線部について回答)

子どもが放射線等に関する知識・理解をもち、今後も放射線について学べるように、小中学生に放射線等に関する教育を行ってまいります。

3. 市民が安心して受けられる医療福祉体制の充実を

—国民健康保険事業—

1) 国庫負担金の増額を国に求めるとともに、市費繰入を増額し、国民健康保険料の引き

下げを図ること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市国保は、保険給付費の9%にあたる、国の調整交付金(医療分)が交付されていないため、法定外で市費を繰り入れ、保険料負担緩和に努めているほか、本市独自基準の保険料減免を実施しています。

調整交付金については見直しを行うよう、国に強く要望しているところです。

2) 保険料の減免制度を周知徹底するとともに、現行の減免制度を見直し、拡充を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 保険料の減免制度については、現行の国保ガイドブックや窓口リーフレット等で広報・周知しておりますが、今後とも区役所窓口等での丁寧なご説明に努めてまいります。

また、減免制度の見直し・拡充については、厳しい本市の財政状況等から困難と考えておりますが、今後とも区役所における納付相談等を通じて、個々の状況に応じて、きめ細かく対応してまいります。

3) 保険料の滞納世帯について、本人の意思を尊重し実情にあった分納相談を行うこと。

差押えについては、市税の滞納と異なり命にかかわる問題なので、本人の生活実態を十分踏まえた後の対応とすること。

<回 答>

(健康福祉局) 納付相談については、世帯の状況に応じたきめ細かな対応を徹底しています。

差押えについては、文書、電話、訪問等の催告に応じていただけない世帯に対して財産調査を実施し、その結果、納付資力がありながら解決に向けた自主的なご納付に応じていただけない世帯に対して、国税徴収法に基づき差押処分を執行しております。

4) 経営難や失業など「特別の事情」がある場合は資格証明書を出してはならないとする国の各種通達を遵守し、資格証明書の機械的な発行はやめること。

<回 答>

(健康福祉局) 資格証明書については、機械的な一括交付とならないよう、事前手続として必ず証返還請求警告書を対象世帯に送付するとともに、納付できない特別の事情及び公費負担医療受給者についての届出等を求めることによって対象を把握し、運用に適正さを欠くことのないよう努めております。

5) 資格証明書交付世帯に、病気の場合には区役所で短期の保険証の交付を受けて医療機関にかかることができることを周知し、受診抑制しないように手当すること。また、医療機関にも周知徹底すること。

<回 答>

(健康福祉局) 資格証明書を交付されている方から緊急に医療を受ける必要があり、医療機関等の窓口で、医療費全額の支払いが困難であるとの申し出があった場合には、緊急性

を優先して納付相談は後日とし、区役所の判断により短期の保険証を交付するなど、柔軟に対応しております。

医療機関には、資格証明書を交付されている被保険者の方から医療費全額の支払いが困難であるとの申し出があった場合には、本人に対し、その場で区役所に相談するよう案内していただいております。

- 6) 認知度が非常に低く、利用者が少ない医療費一部負担金減免制度を周知徹底するために、区役所に申請書を常時備え付けること。また、「国民健康保健ガイドブック」に窓口減免実施要綱の抜粋など同制度の案内を載せること。あわせて、保険証の切り替え時期に減免制度についてのお知らせも同封すること。

<回 答>

(健康福祉局) 申請関係書類及び市民向けの案内チラシは区役所に常備されています。周知については、23年10月に市内の病院に制度案内チラシを送付するとともに、「国民健康保険ガイドブック」の23年度第4版から減免対象となる事由を掲載する等、従来の内容よりわかりやすいものに改訂を行いました。

保険証一斉更新時の広報については、今後検討してまいります。

—高齢者施策—

- 1) 第五期高齢者保健福祉計画策定に向けて、介護保険料の引き下げ・介護サービスの拡充を国に働きかけること。また、市の介護給付費準備基金と県の財政安定化基金の取り崩しに加えて一般会計から繰り入れして、保険料の引き下げを市独自として行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 介護保険料の引き下げは、介護給付費への国費の負担割合引き上げについて、国において社会保障全般に検討がなされており、その推移を見守っているところです。

一般会計からの繰り入れについては、介護保険サービスの対象者が限定されているため、市独自に行うことは考えておりません。

- 2) 特別養護老人ホーム整備では、多床型も行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 横浜市の特別養護老人ホームの入所定員の5割以上は多床室となっています。ユニット型個室では、入所者のプライバシーへの配慮や居住環境の向上が図れることから、特別養護老人ホームの整備につきましては、引き続き、全室個室・ユニットケアを基本として進めていきます。

- 3) 小規模多機能型居宅介護施設の整備を、中学校区単位で促進すること。

<回 答>

(健康福祉局) 第5期介護保険事業計画に基づき、平成26年度までに、概ね日常生活圏域(中学校区)に1か所で提供できるよう整備を進めてまいります。

- 4) 介護予防拠点である地域ケアプラザの整備にあたっては、災害時には給食施設としても大きな役割を果たすことを鑑み、デイサービスの整備を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 民間事業者のデイサービスへの参入が進み、供給過剰であることから、平成 18 年度に策定した中期計画の中でも、今後は地域ケアプラザにデイサービスを整備しない方針としています。

5) 国の動向いかんに関わらず、要支援 1・2 が介護保険を利用できない「介護予防・日常生活支援総合事業」は行わないなど、今以上に介護サービスを低下させないこと。

<回 答>

(健康福祉局) 介護予防・日常生活支援総合事業については、介護保険法では実施の判断を市町村において行うこととなっております。

しかしながら、現段階においては事業実施にかかる詳細が不明であり、また、実施する場合には実施体制についてよく検討する必要があることから、今後、国の動向を踏まえて本市としての方向性を検討してまいります。

6) 地域包括支援センターでは、国基準による保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士の 3 人体制を堅持し、兼務による 2 人体制を改め、欠員を発生させないこと。さらに、国基準そのものが現場の実態からみて低すぎるので、市独自に職員の増員を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 地域包括支援センターの人員については、国の基準に基づき配置をしております。

なお、欠員については発生しない様、運営法人を指導してまいります。

7) 国の介護職員処遇改善交付金の継続・強化を国に求めること。また、研修中の生活支援や家賃補助などの人材確保策を市独自で推進するとともに、欠員のある施設に対して人員補充のための補助を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 介護職員の処遇改善につきましては、国の予算案において、「これまで講じてきた処遇改善の措置と同様の措置を講ずることを要件として、事業者が人件費に充当するための加算を行うなど、必要な対応を講ずることとする」とされています。

8) 介護サービスを左右する認定調査員・認定審査委員の研修は、十分な時間を確保してしっかり行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 認定調査員・認定審査委員については、新任の際に 1 日研修を実施しております。また、制度改正の際には、改正内容についての周知を図るため、現任研修を行っています。

今後も必要に応じて、研修を実施してまいります。

9) 敬老特別乗車証制度において、利用制限につながるこれ以上の負担増は行わないこと。

<回 答>

(健康福祉局) 今後当分の間は現在の制度を持続させることを前提として 23 年度に改正を実施したところであり、現段階で制度の見直しを行う予定はありません。

—障がい者施策—

1) 障害者基本法に則り、障がい者権利条約の趣旨をいかした市条例を制定すること。

<回 答>

(健康福祉局) 横浜市では、障害者の権利擁護や差別防止は取り組むべき重要な課題であると認識しており、「障害者の権利条約」についても関心を持っていますが、条約の批准については、現在国において検討中ということであり、当面その動向を見守りたいと考えています。

2) 自立支援医療については、市独自で全額助成すること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市では、自立支援医療費の負担のあり方については、国の責任において検討すべきと考えており、横浜市独自に、また、他都市と連携して、国に対して要望をしているところです。

3) 自立支援法改正法でも応能負担の原則は変わっていないため、障がい者に自己責任を求める利用者負担は即刻中止するように、国に求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 障害者自立支援法は「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）」が平成 22 年 12 月 10 日に公布されたため、順次改正されていきます。

このうち、利用者負担にかかる応能負担の考え方は、平成 24 年 4 月 1 日までの間の政令で定める日から施行されます。

今後も国の動向を注視していきます。

4) 横浜市在宅心身障がい者手当を復活し、精神障がい者も含めるよう拡充すること。

<回 答>

(健康福祉局) 横浜市在宅心身障害者手当の廃止は、一律の現金給付方式に代わって、障害のある方が地域で安心して生活しつづけるために必要とする様々な福祉施策を推進・拡充することにより福祉施策の質的転換を図るというものです。

したがって、在宅障害者に対する福祉施策のあり方として、障害者が真に必要としている福祉施策（しくみ作り）について、それぞれの施策の機能を強化し充実していくことが重要と考えており、「手当制度の復活」は考えておりません。

5) 就労が厳しい障がい者にとって命綱の障がい者基礎年金を、せめて最低限の生活ができるような額に引き上げるよう、国に求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 2 級の障害基礎年金額は、国民年金保険料を 40 年間納付した老齢基礎年金額と同額であり、1 級の障害基礎年金額は、2 級の障害基礎年金額の 1.25 倍とされています。年金額の引き上げは、国の施策として検討されるもので、財源問題を含め、公平性

の観点から議論が必要です。

6) 「将来にわたるあんしん施策」に規定されている「緊急時ホットライン」を早急に整備するとともに、「自立生活アシスタント派遣事業」を全市展開に向け、強化・充実させること。

<回 答>

(健康福祉局) 「緊急時ホットライン」は、現在ある公の機関や民間の資源を活用したり充実させることで、地域であんしんして生活していける支援体制の構築を検討しています。

「自立生活アシスタント事業」は 24 年度に知的障害者を対象として 2 か所で事業を開始し、全区で対応できるようになります。精神障害者対象としては 4 か所で事業を開始し、引き続き全区展開に向けて事業を推進してまいります。

7) 移動情報センターを全区に設置するなど、支援施策再構築プロジェクトを早急に全市展開すること。

<回 答>

(健康福祉局) 移動情報センターについては、設置区での実施状況及び未実施区の社会資源の現状等、確認・調整を交えながら進めております。24 年度は新たに 3 区で実施し、25 年度までに 9 区での設置をすることとしています。全区への設置については、今後の実施状況を見ながら検討していきます。

8) 障がい者後見的支援制度を早急に全区で実施すること。

<回 答>

(健康福祉局) 横浜市障害者後見的支援制度については、横浜市中期 4 か年計画で平成 25 年度までに 12 区で実施していることを目標に掲げ、24 年度は 8 区（うち新規 4 区）で実施をします。

今後とも既存実施区の実績等を踏まえ、着実な区展開を図ります。

9) 障がい者が高齢化や合併症で手厚いケアが必要になっても、社会的入院をすることなく地域での在宅生活を続けられるように、ケアホームを早急に整備すること。

<回 答>

(健康福祉局) 高齢化等により心身機能の低下や医療ケアの必要な重度の障害者が、安心して生活のできるグループホームについて、引き続きモデル事業を進めていきます。

10) 重度障害者医療費助成制度を維持するとともに、三障がい一元化の観点から精神障がい者にも適用すること。

<回 答>

(健康福祉局) 厳しい財政状況の中で、市の独自措置により制度を拡大することは困難ですが、県の補助制度拡大については、対象とする障害者や医療の範囲及び補助率について、県と十分な協議を重ねていきます。

11) 三障がい一元化の観点から、他の障がい者では無料になっている医師の診断書を精神障がい者についても無料化を市の独自措置として行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 自立支援医療(精神通院医療)における医師の診断書料については、育成医療・更生医療と同様に、利用者負担がなくなるよう、必要な措置を講ずることを国に向けて要望しているところです。厳しい財政状況の中、本市独自施策としての実施は困難です。

12) 「知的障害者雇用事業」を精神障がい者にも広げ、市として精神障がい者の雇用促進を率先して図ること。並びに、全国的にも注目を浴びている精神障がい者のグループ就労の場をこれまでどおり維持すること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市における精神障害者の雇用については、健康福祉局での実習受入等を活用した課題の整理や分析を行い、引き続き対応を検討していきたいと考えております。また、精神障害者のグループ就労を含めた就労の場の確保についても、関係部署や関係機関と連携しながら、検討して参ります。

13) 市営地下鉄など、市の事業委託先における障がい者の就労確保や、障がい者の自主製品販路拡大のための常設店設置などに支援を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) [交通局] 障害者に対する雇用の場の確保については重要な課題と捉えており、今後も所管課を交えて対応を検討し、就労の場を増やしていくよう努めてまいります。また、平成 22 年度から「神奈川県ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、自主製品販売常設店の支援をしています。今後も障害者施設への作業斡旋や、自主製品の販路拡大など、障害者施設の工賃向上に向けて取り組みます。

14) 聴覚障がい者向けの火災報知器の給付制限を緩和し、部屋数に伴う必要な台数を給付すること。

<回 答>

(健康福祉局) 4月以降、障害者日常生活用具として給付している火災警報器は廃止する予定ですが、屋内信号装置の発信機としての機能を備えた火災警報器は、屋内信号装置として給付を継続します。基準額以内であれば、複数台数の給付を可能としています。

障害者グループホームにおいては、自動火災報知設備、消防機関への火災通報装置、誘導灯等を整備しています。その上で、必ず防災計画を策定し防災訓練を実施するよう指導しています。

15) 各区福祉保健センターにおいて、ソーシャルワーカーを増員し、精神科専門の精神保健福祉士(P S W)の配置、相談窓口機能の強化を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) [総務局] 各区福祉保健センターの医療ソーシャルワーカーの配置については、民間医療機関や生活支援センターなど、関係機関との連携を図りながら充実に向けて取り組んでおり、こうした状況も踏まえ、区福祉保健センターの執行体制については、区の実情に合わせた体制としています。

なお、平成 24 年度から新たに保土ヶ谷区と青葉区福祉保健センターにおいて、医療ソーシャルワーカーを 4 人体制とすることを見込んでいます。

各区福祉保健センターにおける精神保健分野につきましては、精神保健福祉士資格の有無に関わらず、適性のある職員を配置しています。

—生活保護施策—

1) 受給期間の制限や医療費負担などの生活保護法の改定を行わないよう、国に求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 現在、厚生労働省において、生活保護制度の見直しについて検討されていますが、受給期間の制限や医療費の自己負担は盛り込まれておりません。

2) 生活保護基準の増額、老齢加算の復活や夏期加算を国に求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 生活保護基準については、年度ごとに、厚生労働大臣が一般国民の消費動向等を踏まえ定めています。70 歳以上の高齢者は、老齢加算に相当するだけの特別な事情があるとは認められないため、国は廃止することにしたものであり、本市としてもこのような経緯があったことから、国に要望する考えはありません。また、現在、国が生活扶助基準について、社会保障審議会の中の生活保護基準部会で検討していることもあり、基準の増額や夏期加算について要望する考えはありません。

3) 生活保護申請書を誰でも手のとれるように窓口常置し、申請権を保障すること。

<回 答>

(健康福祉局) 生活保護の相談のため福祉保健センターに来られた方には、専門の職員がその方の生活状況をよくお聞きするとともに、生活保護制度の趣旨や受給要件をご説明し、その上で申請意思を確認し、申請の手続きを援助しております。なお、申請の意思のある方に対しては、申請書を交付するよう指導しております。

4) 夏季見舞金や冬季見舞金を復活すること。またクーラーの設置に伴う融資を収入認定しないことを、全ての保護世帯にもれなく周知すること。

<回 答>

(健康福祉局) 生活保護基準は全国一律に適用されるべきものであり、市独自の手当を創設する考えはありません。冷房設備の設置のための生活福祉資金の取扱いについては、収入がない世帯は貸付が受けられない状況であるため、一律の周知は考えておりません。なお、国に対して、収入がない世帯も貸付対象とするように要望しています。

5) 職業訓練や資格取得に必要な費用の補助等の支援を強め、健康状態を無視するなど行き過ぎた就労指導はやめること。

<回 答>

(健康福祉局) 生活保護受給者の病状、職歴などを総合的に判断して就労の支援を行っており、決して無理な就労指導は行っておりません。また、資格取得が必要な世帯には、技

能習得費を認定しています。

6) 生活保護世帯の敬老特別乗車証制度の負担をゼロに戻すこと。

<回 答>

(健康福祉局) 今後当分の間は現在の制度を持続させることを前提として 23 年度に改正を実施したところであり、現段階で制度の見直しを行う予定はありません。

—保健医療施策—

1) 市内の基幹病院として、民間では不採算部門である救急医療や小児科産婦人科医療の大きな役割を担っている市立2病院(市民病院、脳血管医療センター)、市大2病院について、必要な人員確保を行うこと。特に市民病院について、必要な専門医と看護師を確保し、NICU床と緩和ケア病床を全面活用すること。そのために必要な一般会計からの繰り入れを削減せずに行うこと。また、市立2病院については直営を維持すること。

<回 答>

(病院経営局) 市立2病院について、救急医療や小児科産婦人科医療を適切に提供できるよう、引続き人員確保に努めます。

市民病院の緩和ケア病床では、23年11月から全床での運用を開始しています。NICUは、引き続き看護師確保に取り組む中で拡充について、検討してまいります。

一般会計からの繰り入れについては、第2次横浜市立病院中期経営プランの策定に当たり積算方法の見直しを行い、国の定める繰り出基準や地方交付税の算定方法等を参考に積算しました。

また、経営形態については、市民病院の老朽化・狭あい化対策に伴う再整備に向けた検討及び脳血管医療センターの医療機能拡充を見据えたくえで検討してまいります。

(政策局) (下線部について回答)

市大からは、引き続き必要な人員確保に努めていくと聞いております。

2) 医師不足を解消するため、市内の臨床研修指定病院が増えるように援助していくこと。

できるだけ多くの後期研修医を受け入れられるような戦略を立て、後期研修医向けのプログラム作成を市内各医療機関に働きかけること。

<回 答>

(健康福祉局) 医師不足解消については、神奈川県が「後期研修医等確保支援事業」として実施していることや、個々の病院でも可能な限り受け入れ努力は行っていることから、横浜市として、後期研修医の受入に関する直接の支援は現在のところ検討しておりません。

3) 慢性的な看護師不足解消のために、看学生への奨学金制度の創設など、看護師の待遇改善の施策を進めること。

<回 答>

(健康福祉局) 看護学生を対象にした奨学金については、神奈川県が「看護師等修学資金」として実施していることや、個々の病院や民間団体等も奨学金制度を実施しているため、横浜市の奨学金制度の実施は検討しておりません。

4) 女性医師や看護師の就労と職場復帰を支援するため、院内保育施設の完備、保育時間の延長をはじめ、就労しやすい条件整備を本腰を入れて行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) [こども青少年局] 女性医師や看護職員が継続して働き続けるためには、保育施設等の社会資源の充実とともに、各医療機関による多様な勤務形態の導入や院内保育所の設置など、環境整備の取組が必要であると考えます。本市でも院内保育所を 24 時間化する病院に、実施状況に応じ運営費の一部を助成するなど、今後も女性医師や看護職員の確保・定着対策に努めてまいります。

5) 肺炎球菌ワクチン接種への公費助成を、重度障がい者に加えて 65 歳以上の高齢者に対象を拡大すること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市では、予防接種法に定められた定期予防接種及び国等の補助制度がある予防接種について、接種費用の全部又は一部を市費負担により実施しています。肺炎球菌ワクチンの助成については、現在一部の障害者を対象として接種費用の一部を市費負担により実施していますが、財政状況の厳しい中、対象者の拡大は困難です。

6) 全国平均の半分にも満たない低いがん検診受診率(肺がん 6.9%、胃がん 4.7%)を引き上げるために、全ての対象の方へ個別に通知するとともに、がん検診の個人負担料を引き下げること。

<回 答>

(健康福祉局) 受診率の向上に向けては、個別勧奨を効果的な啓発手段と考えており、女性特有のがん(子宮頸がん、乳がん)や大腸がんについては、国庫補助事業として特定の対象年齢の方に無料クーポン券を送付しております。その他のがんの個別勧奨については、今後検討してまいります。

個人負担料については、財政上厳しい現状を考慮しつつ、適正な水準となるよう努めてまいります。

7) がん検診体制の拡充・精度管理の向上のため、医療機関との個別契約を医師会委託方式に変更すること。胃がん検診では、医療機関の現状を鑑み、内視鏡による検診も認めること。

<回 答>

(健康福祉局) がん検診の医師会委託方式につきましては、現在実施している医師会委託事業(健康診査、肝炎検査、P S A検査、肺がん検診モデル事業)の実施状況を踏まえて検討してまいります。

本市のがん検診は国の指針に基づいて実施しており、内視鏡による胃がん検診については、現行では国の指針で推奨されていないため、実施については慎重に検討してまいります。なお、現在国において内視鏡による検診の有効性を検証しているため、今後も国の動向を注視してまいります。

8) 特定健診の受診率の引き上げ、特に 75 歳以上の余りにも低い健診受診率を引き上げ

るための抜本的施策をとること。また、健診項目に胸部レントゲンを上乗せすること。

<回 答>

(健康福祉局) 現在、特定健診の対象者には個別に受診券を郵送し、受診案内を行っているところですが、健診の必要性を理解していただくため、保健活動推進員等の協力を得て、地域の健康づくり活動の中で、ポピュレーションアプローチ(種々の啓発活動)を効果的に行っていきたいと考えています。また、健康診査の周知を図るため、75歳の高齢者の方に対する個別勧奨について、実施を検討しております。

なお、特定健診は、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の予防のための健診として位置づけられており、胸部レントゲンの実施を想定していません。胸部レントゲンにつきましては、肺がん検診にて受診できますので、ご活用いただければと思います。

9) 各区休日急患診療所の老朽化した施設の建替えは、計画を前倒しして早急を実施すること。

<回 答>

(健康福祉局) 老朽化した施設の医療機能を強化するために、23年度は、港南区休日急患診療所の建替整備を行いました。が、財政事情も厳しい中、毎年度の確実な建て替えの実施は困難な状況にあり、今後の再整備については、関係団体と協議してまいります。

10) 医療機関、福祉施設の消費税の支払い免除を、国に働きかけること。

<回 答>

(健康福祉局) 医療機関への消費税支払免除については、厚生労働省が、平成24年度税制改正要望事項として「今後消費税を含む税体系の見直しを行う場合に、社会保険診療報酬等に係る消費税に関する仕組みや負担を含め、そのあり方を検討する。」と掲げていることから、国の動向を見守りたいと考えます。

11) 後期高齢者医療制度の保険料減免制度や窓口一部負担金減免規定を、十分周知すること。

<回 答>

(健康福祉局) 減免制度については、広域連合発行のガイドブック等の発行物を活用し、適切かつ的確に周知してまいります。

12) 後期高齢者医療制度は廃止し、老人保健制度に戻すよう、国に働きかけること。

<回 答>

(健康福祉局) 国は後期高齢者医療制度の廃止と新制度の施行に向けて平成22年12月に「最終取りまとめ」を公表し、平成24年1月には「社会保障・税一体改革素案」において平成24年通常国会に制度廃止に向けた見直しのための法案を提出するとされました。本市としても国の動向を注視してまいります。

13) 一部負担金の免除ができる無料低額診療施設(現在市内で22か所)をもっと増やすように、民間医療機関に働きかけるとともに、市民に同制度の周知をはかること。

<回 答>

(健康福祉局) 無料低額診療事業については、現状では医療機関に対する積極的な周知ま

では行っていません。本事業については、現在、国で事業のあり方の検討を進めているところであり、医療機関に対する周知方法についても、その結果を踏まえて検討していきます。

また、市民に対しては事業を実施している医療機関の一覧を本市のホームページに掲載し、事業の周知をしています。

Ⅲ 横浜市中小企業振興基本条例を基礎に、

中小企業・自営業を名実ともに横浜経済の柱に

1. 横浜市中小企業振興条例を、より一層、実効あるものとするために

1) 2010年度と2011年度の横浜市中小企業振興基本条例に基づく取り組みの到達点に立って、更なる市内中小企業への受注機会を確保すること。

<回 答>

(財政局) 本市の発注については、市内経済の活性化の観点から、市内の事業者への優先発注を基本方針としているところです。今後も、分離・分割発注を徹底することにより、中小専門事業者の育成や受注機会の確保を図ってまいります。

2) 横浜市中小企業振興基本条例に基づく施策の徹底のために、経済局予算増額と人員の確保を行うこと。

<回 答>

(財政局) [経済局] 本市の財政状況は厳しさを増す状況にありますが、横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、市内中小企業や商店街への支援など、中小企業の振興施策については、優先的に予算化しています。

経済局における中小企業振興関連予算としては、融資事業を除く総額で対前年比20%増の16億2,200万円を確保しました。

(総務局) [経済局] 職員配置につきましては業務実態等を見極め、必要性を検討し、適切に対応してまいります。

3) 横浜市中小企業振興基本条例の趣旨と本市の取り組み状況をまとめたパンフレットを作成し、市内中小企業・自営業者に配布、啓発活動を行い、同時に条例を徹底する本市の決意を示すこと。

<回 答>

(経済局) 条例の趣旨の周知等について、制定初年度である22年度は、市のホームページや経済関係団体等の各種企業向けメールマガジン・広報媒体の活用等による広報、経済関係団体の会合やイベントなどでの説明等により努めてきました。

また、庁内での共有・徹底については、23年2月に副市長を会長に全区局長で構成する「横浜市中小企業振興推進会議」を設置し、全市をあげて中小企業振興の取組を進めています。

23年度は、9月に条例第8条に基づく、初の「横浜市中小企業振興基本条例に基づく取組状況報告書」を作成し、市会に提出しました。また市ホームページに報告書の全文を掲載するとともに、経済局など各種経済関連メールマガジンで11,000を超える事業者にお知らせしたほか、横浜商工会議所や横浜市工業会連合会など主要経済団体に配布し、各種会合等の機会を捉えて、直接、意見交換の機会を頂きました。

今後とも、取組状況の年次報告等を通じて、市内経済関係団体や中小企業の皆様から本市の中小企業振興施策に対する幅広いご意見を頂き、より効果的な施策の展開につなげてまいります。

4) 2011年9月7日に発表した「平成22年度中小企業振興策の取り組み状況報告書」を市内業者団体、商店会等に配布して意見聴取し、2013年度施策に反映させること。

<回答>

(経済局)「平成22年度取組状況報告書」については、市会への報告後、市のホームページや経済関係団体等の各種企業向けメールマガジンで内容の周知を図るとともに横浜商工会議所、横浜市工業会連合会、横浜市商店街総連合会など主要経済団体に配付しました。また、それぞれの団体のメールマガジンや広報媒体を通じた会員企業等への周知をお願いするとともに、総会や交流会等の会合の場を捉えて意見交換を行いました。

この報告書等に対して市内中小企業、経済関係団体の皆様等から頂いたご意見を踏まえ、24年度予算では、中小企業の競争力強化の視点から、環境、健康など成長分野への参入、新技術・新製品開発や企業間連携に向けた支援を大幅に拡充するとともに、震災や円高の影響といった厳しい経済環境の中で、経営相談、中小企業融資、商店街振興など、経営基盤の強化に向けた基礎的支援を一層充実しました。

5) 市内中小商工業者は市内各地のコミュニティの中心であり、雇用を生み出し、その振興が本市の安定的な税収基盤を確保することになるなど、条例の趣旨・意義を、横浜市中小企業振興促進会議を通じ、庁内・各区、関係団体に徹底すること。

<回答>

(経済局)「23年2月に横浜市中企業振興推進会議を設置して以来、1月末までに推進会議3回、幹事会等を含め11回の会議開催を通じて、庁内における条例の趣旨の徹底と中小企業振興施策の推進に取り組んできました。

今後も推進会議において、条例の趣旨の共有化を図りつつ、条例を踏まえた毎年度の中小企業振興の基本的な取組手順(サイクル)を確立し、24年度以降の取組の質の向上へとつなげていきます。

6) 基本条例に基づいた施策に対する市内中小企業・自営業者の意見・批判を聞くためにアンケートやヒヤリングを実施すること

<回答>

(経済局) 中小企業振興施策の推進にあたっては、現場に職員が出向いて、直接、企業の皆様から生のご意見をお聞きするとともに、四半期ごとに1,000社を対象に実施している景況・経営動向調査や市内全製造業や全商店街を対象とした実態調査の実施などにより、実情やニーズの把握に努めています。

さらに、条例第8条に基づき、毎年、中小企業振興施策等の取組状況をまとめた年次報告を作成・公表することとしています。

昨年9月7日に公表した「平成22年度取組状況報告書」については、横浜商工会議所、横浜市工業会連合会、横浜市商店街総連合会など各種経済関係団体の総会等の機会を捉え直接ご説明し、意見交換をさせて頂きました。

今後とも、景況・経営動向調査や各種実態調査等による企業訪問の機会に加えて、現場訪問支援事業やコーディネーター事業等の取組を通じて、経営者の皆様等からの生の声を、

直接かつきめ細かくうかがい、施策に反映してまいります。

2. 横浜市中小企業振興基本条例に基づく市内中小企業・自営業者への具体的な施策を

- 1) 市内中小製造業全事業所対象に行った「中小企業技術実態調査」をもとに、同業種・異業種交流を本市がイニシアティブをもって行い、新たな成長産業の発掘・育成を行うこと。

<回 答>

(経済局) IT 分野においては、半導体関連企業の交流会である新横浜 IT クラスタ交流会等の活動を支援し同業種交流を図ってまいりました。環境・エネルギー分野においては、スマートグリッド関連の異業種交流を行っている横浜スマートコミュニティを支援しているところです。

今後も、「中小製造業技術実態調査」の結果などをもとに、中小企業支援コーディネート事業をとおして中小企業の課題解決に向けた企業間連携等を促進し、成長産業への進出や販路開拓を支援してまいります。

- 2) 各区役所に区内の中小企業・自営業者への支援を行う経済振興課を設置し、区内の本市施設の修繕工事、物品購入、委託などの区内発注を促進し、同時に産業資源の発掘によって地域経済振興のための地域産業政策をつくること。

<回 答>

(経済局) [市民局、文化観光局] 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえ、全区局からなる横浜市中小企業振興推進会議を設置し、工事、委託業務等における市内中小企業への優先発注等の取組を引き続き進めてまいります。

また、中小企業振興施策の中では、経済局の担当職員が日頃から中小企業や商店街等の現場に出向き、事業者のさまざまな情報やニーズの把握に努め、施策展開を図っております。

特に、商店街やソーシャルビジネスなどは、周辺のニーズや身近な課題への対応など、地域に根ざした取組が必要です。そのため、全市的な取組に加え、これらの地域特性を踏まえて、区と関係局及び関係機関・団体が連携した取組も進めていきます。

- 3) 現在、本市が行っている木造住宅耐震改修促進、マンション耐震診断支援、マンション耐震改修促進、バリアフリー化等促進、障がい者住環境整備の各事業や、介護予防住宅改修などの増改築に関する助成・補助制度を市内中小企業・業者の仕事興しにつなげるため、建設組合や企業組合等の協力で各区役所に増改築相談専用コーナーを設置すること。

<回 答>

(建築局) 住宅耐震施策と住環境整備事業・介護保険による住宅改修を同時に行うことで、効率的な改修工事が可能となることから、23 年度において、各区の高齢者福祉の関係部署とも連携し、高齢者への PR を重点的に実施しています。24 年度も引き続き積極的に啓発・PR 活動を行い、耐震化の推進に取り組んでまいります。

4) 全国の 386 自治体(2011 年 6 月 30 日現在)で行われ、建設業をはじめとする地域経済の活性化につながる実証されている「住宅リフォーム助成制度」を本市でも創設すること。

<回 答>

(建築局) 住宅リフォームは、地域経済の活性化につながることは認識しておりますが、助成を行うに当たっては、公益的な要素、目的性が必要であると考えます。現在のところ、全てのリフォームを対象とした助成制度の創設は考えておりません。

3. 商店街の活性化・振興策について

1) 全商店街、商店を対象とした「2009 年度商店街経営実態調査」を反映させた商店街振興策をつくり、具体的・実証的なモデル事業を行ってそのノウハウを蓄積し、市内商店街・商店にその情報を提供すること。

<回 答>

(経済局) 「商店街経営実態調査」の結果から明らかになった課題を解決し活性化に取り組もうとする意欲的な商店街に対し、プラン策定から事業実施までを一貫して支援する「商店街課題解決プラン支援事業」を 23 年度創設し、24 年度は予算を拡充して実施します。23 年度実施商店街の取組を本市ホームページに掲載し他の商店街へ情報提供するなど、新規応募に向けた支援を行っています。

2) 「地域経済元気づくり事業」の成果や「2009 年度商店街経営実態調査」の結果を踏まえて、地域住民・自営業者・企業と区で構成する「街づくり委員会(仮称)」を設置し、地域経済振興策を具体化すること。

<回 答>

(経済局) これまで実施してきた「地域経済元気づくり事業」の成果や「商店街経営実態調査」の結果を踏まえ、商店街と地域で活動する様々な団体や区とも連携しながら、地域特性を生かした商店街づくりを進めてまいります。

3) 個性ある小売店をふやすため「創業ベンチャー促進資金」や「空き店舗活用事業」等の制度を周知徹底させ、新規参加者を増やすこと。

<回 答>

(経済局) 創業ベンチャー促進資金や商店街空き店舗活用事業につきましては、これまでも「事業者の方向け施策支援ガイド」やパンフレットを各金融機関、区役所及び各種経済機関に配布をしているほか、本市及び関係機関ホームページでの広報も行っております。今後も制度の周知徹底に努め、意欲的な事業者の参加を促進してまいります。

4) 郊外区の商店街活性化のため、住宅地域と病院・公共施設等と商店街を結ぶお買いものバスやコミュニティバスを運行させること。

<回 答>

(道路局) [経済局] 地域の特性にあった交通サービスの計画づくりから運行に至るまでの地域活動に対して様々な支援を行う「地域交通サポート事業」を実施していますので、

担当課あるいは最寄の区役所にご相談願います。

- 5) 「中小企業活力向上事業」「空き店舗活用事業」「商店街ソフト支援事業」などを活用し、適切な条件がある商店街について横浜市経済局や各区が具体的にコミュニティ醸成の場づくりを提案すること。

<回 答>

(経済局) それぞれの商店街の現状を踏まえ、23年度に創設した「商店街課題解決プラン支援事業」を含めた本市の支援策や、国、県などの支援策の活用を提案し、商店街が行うコミュニティ醸成の場づくりに向けた取組を支援して参ります。

4. 市内中小企業・自営業者の公共工事・事業の受注機会の増大を

- 1) 本市補助金事業における市内事業者への発注をさらに広げるために、対象を100万円以上の発注から50万円以上に引き下げるとともに、特殊性等で市外事業者に発注せざるを得ない場合を除いてすべて市内業者に発注することとして、違反者はペナルティを課すこと。

<回 答>

(財政局) 本市からの補助金を使って行われる事業は、22年度予算執行分から100万円以上の発注については、市内事業者への発注を原則としているところです。当面は今回の改正による効果を見極めていく必要があると考えています。

- 2) 市の委託事業を行う事業者の修繕工事・物品購入・委託等は、特殊性等で市外事業者に発注せざるを得ない場合を除いて、指定管理者も含めて、すべて所在する区内の業者に発注する制度を創設すること。

<回 答>

(財政局) 本市事業の受託業者の発注相手方の選定については、事業者の経営判断によるものであり、市が制度を創設することは困難です。

(政策局) (下線部について回答)

指定管理者に対しては、直接に所在区内への発注を義務付けることは困難ですが、指定管理者と取り交わす協定書において、「市政への協力」について義務付けているところであり、「横浜市中企業振興基本条例」で求める趣旨についても引き続き理解を求めていきます。

- 3) 予想される大地震に備え、緊急輸送道路沿線の建築物耐震化や無電柱化を、市内建設業者に発注して促進すること。

<回 答>

(建築局) (民間建築物の耐震化について)

地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の民間建築物の耐震化は、市の補助制度により推進していますが、100万円以上の補助対象事業は市内事業者のみが実施できることとなっております。24年度も引き続き制度の周知徹底を図り、耐震化の推進に取り組んでまいります。

(道路局) (無電柱化について)

横浜市では、無電柱化事業は、防災上重要な幹線道路などの中から路線を選定し実施しています。

現在は、環状2号線や山下本牧磯子線などの緊急輸送路での整備を優先して進めております。

なお、発注にあたっては、分離分割発注を徹底するなど、横浜市中心企業振興基本条例に基づく市内業者の受注機会の確保に努めてまいります。

4) 市内企業の受注機会を増やすために、公共工事等における分離・分割発注の対象工事事業名を明確にし、目標金額・件数等を決め、明らかにすること。

<回答>

(財政局) 本市の発注については、市内経済の活性化の観点から、市内の事業者への優先発注を基本方針としているところです。今後も、分離・分割発注を徹底することにより、市内の中小専門事業者の育成や受注機会の確保を図ってまいります。

なお、目標金額や件数等の数値目標については、予算の制約や個々の事業計画、進捗状況、地元調整等、年度ごとにばらつきがあるため、数値目標を定めることは難しいと考えています。

5) 公共工事における小規模補修や小額施工工事等の随意契約工事においては、建設業許可、経営審査を条件とせず、各区の建設業者・職人を組織する団体等を窓口にした発注方式の「小規模工事登録制度(仮称)」をつくること。

<回答>

(財政局) 小規模な工事であっても、公共工事として適正な施工を確保する観点から、建設業の許可を受けていることや、経営事項審査を受けていることなどの入札参加資格を満たしている事業者を契約の相手方としています。

6) 市内建設業の健全な発展を図るため、入札において、ランクの細分化、業者数に見合った工事の配分など入札競争環境をさらに整備すること。

<回答>

(財政局) 本市の入札契約制度は、①不正行為の防止、②競争性・透明性の向上、③工事の質の確保、④市内企業の活性化を基本理念とし、実施しているところであり、ランクについては、平成15年12月の横浜市入札・契約制度改革検討委員会での、「ランクの細分化は業者の棲み分けや固定化を招き、競争を制限する効果がある」との答申を受け、簡素化したものです。

その趣旨を踏まえ、引き続き、適正な競争環境の整備に努めてまいります。

7) 適正な積算を行わない不良・不適格業者を排除し、適切な競争性を確保するため、予定価格の事前公表を廃止すること。

<回答>

(財政局) これまでの事後公表の試行結果を踏まえ、1億円以上の工事など、技術的難易度が高く、規模の大きい工事については、事業者の積算能力が入札に反映されると考えら

れるため、平成 24 年度の契約分から予定価格を事後公表とします。

また、それ以外の規模の小さい工事については、工事内容が比較的複雑でなく、同種の工事を繰り返し発注することが多いため、事業者の積算能力が入札に反映される余地は少ないと考えられるとともに、事業者において採算の見込みがない入札に参加しないことができるなどのメリットが明確であることから、事前公表を原則とします。

8) 工事入札において、価格による失格基準を引き上げるため、最低制限価格を適正水準に引き上げ、総合落札方式への最低制限価格制度を導入すること。

<回 答>

(財政局) 最低制限価格については、工事に必要な経費を適正に最低制限価格に反映することにより建設事業者の健全な経営環境や工事の品質の確保を図るため、平成 23 年 5 月に国の基準に準じ算出式を見直しました。今後とも、工事の履行状況等を確認するとともに、国の動向も見守ってまいります。

総合評価落札方式の一般競争入札については、法令の制約により最低制限価格制度を採用できないため、低入札価格調査制度を採用しています。

9) 「2010 年度中小企業振興策の取り組み状況報告書」でも明らかになったように、市内中小企業の参画が極めて低い P F I 事業の実態から、P F I 方式による契約制度そのものを廃止すること。

<回 答>

(政策局) P F I は全ての事業に導入するものではなく、民間の創意工夫の活用余地が大きく、施設の整備から維持管理まで一括して取り扱うことにより、財政負担の縮減や市民サービスの向上につながる事業に導入しています。

今後とも、P F I については、運営面も含めた事業の内容や後年度財政負担なども含めて十分に検討し、導入を決定していきます。

また、地域活性化への貢献に向け、P F I 事業の落札者の決定後には、落札者に対して市内企業が活用されるよう働きかけるなどの取組を引き続き進めてまいります。

5. 不況に苦しむ市内中小企業・自営業者への支援の充実を

1) 町工場に対し、貸し工場の家賃、ガレージ代、機械設備のリース代など固定費補助制度を創設すること。

<回 答>

(経済局) 中小製造業設備投資等助成制度において、工業系用途地域における賃貸工場への入居に対して、賃料 3 ヶ月分 (上限 2 百万円) の助成を実施しております。

2) 無担保、無保証人の小額直貸し制度や小額的生活資金の融資をする「小規模事業者生活支援制度(仮称)」をつくること。

<回 答>

(経済局) 直貸しについては、管理上の問題や経費・人員確保の観点から実施は困難です。

制度融資は、中小企業の事業資金の調達のための制度であり、生活資金の融資は困難で

す。

3) すべての制度融資の返済期間を15年に、据え置き期間を3年に延長すること。

<回 答>

(経済局) 本市では、制度融資の融資期間につきましては、19年度より経営安定資金について「運転資金5年以内・設備資金7年以内」から「運転資金7年以内・設備資金10年以内」に延長し、20年度より「セーフティネット特別資金」「緊急借換支援資金」の運転資金について「10年以内」としたほか、23年度は5月補正で震災対策特別資金の10年型を創設し、24年度も継続するなど拡充を図っております。

4) 市税等の滞納の場合、話し合いにより分納している場合は、滞納扱いにしないこと。

<回 答>

(財政局) 地方税法等の法令によれば、納期限を経過した市税については滞納とされています。納税相談があった場合は、引き続き、適切に対応していきます。

6. 生き生きと生活できる雇用の創出を

1) 本市が契約する工事や委託業務で働くすべての労働者に対して、本市が定めた最低賃金基準を盛り込んだ公契約条例を制定し、労働環境の悪化を防ぐこと。

<回 答>

(財政局) 本市が発注する契約に従事する方々の賃金の確保は重要だと考えており、行き過ぎた低価格で契約した場合には賃金へのしわ寄せが懸念されることから、本市としては、入札における低価格競争防止対策を重視し行っています。また、賃金確保の観点から、本市工事の受注者の経営を支えるため、受注者の資金調達の円滑化を図ることなどの対策も行っています。

公契約条例については、現在、関係する事業者団体や労働者団体の方々から御意見を伺うとともに、国や他の自治体の動きなどの情報を収集しています。

公契約条例の制定については、様々な御意見や課題がありますので、今後とも、国の労働政策等の動向や他の自治体の動き、特に、昨年、条例を制定した川崎市における状況などを確認しながら、引き続き研究をしていきます。

また、併せて、川崎市とは別の手法により労働者の賃金確保を図っている自治体もありますので、これらの事例を参考にした検討も行っています。

2) 企業立地促進条例の適用企業に、市内雇用及び市内中小企業への発注実績を毎年公表させ、実績の低い企業については警告または企業名を公表すること。

<回 答>

(経済局) 企業立地促進条例の認定企業に対して毎年1月に事業実施状況報告を求めており、市民雇用や市内企業への発注の状況について、全体の実績を年度末に公表しています。

3) 企業立地促進条例は廃止すること。廃止しない場合でも、助成と税軽減を他都市並みに引き下げること。

<回 答>

(経済局) 市内経済の活性化及び市税確保による中長期的な財政基盤強化のため、企業誘致施策として、企業立地促進条例による支援制度は必要と考えています。また、支援内容につきましては、周辺他都市だけでなく、東京都内やアジア各都市との競争を意識しておりますので、競争力のある内容が必要であると考えています。

4) ジョブマッチングよこはま事業への求人登録企業をさらに増やし、特に企業立地促進条例適用企業については求人登録を義務付け、実績を確保すること。

<回 答>

(経済局) 「ジョブマッチングよこはま」では、平成 23 年度に国の基金を活用した求人開拓員拡充事業を実施することで、市内企業を集中的に訪問し、求人案件獲得に取り組んでいます。24 年度は、当該事業の効果を検証するとともに、求人企業の増加に向け引き続き努めていきます。

また、企業立地促進条例の認定企業に対して、認定書の交付の際などにジョブマッチングよこはま事業の内容を説明し、積極的な登録をお願いしています。

5) 市青少年相談センター及び若者サポートステーション、地域ユースプラザ事業をさらに充実させ、若年無業者のサポートをさらにすすめること。

<回 答>

(こども青少年局) [経済局] 若者サポートステーションにおける支援の拡充を図るとともに、青少年相談センターにおける総合相談及び社会参加に向けた継続支援や、地域ユースプラザの東部方面への新規整備など、困難を抱える子ども・若者の育成施策の充実を図っていきます。

7. 市内農業の発展を

1) すべての関税を撤廃して貿易を自由化し、農業をはじめとする国内産業に破壊的打撃を与える T P P (環太平洋連携協定) 参加に反対を表明すること。

<回 答>

(政策局) [環境創造局] 活力ある社会を次世代に引き継ぐために、伸び行くアジア太平洋地域の活力を取り入れるという観点から、交渉参加に向けた協議に入るということは、必要だと考えます。

ただし、食料自給率が非常に低いなどの我が国を取り巻く状況や、世界経済、震災後の状態を踏まえながら、国益を損なうことのないよう、国において取り組んでいただきたいと考えます。

2) 市内公共緑化にできるだけ市内産植木・花卉類の使用を増やすために、緑化事業者に対し事業ごとに市内産植木・花卉の使用実績を報告させること。

<回 答>

(環境創造局) 公共施設緑化に市内産の苗木が使用されるよう、市内農家への育成栽培委託に取り組んでおり、引き続き市内産植木・花卉類の使用の支援をしてまいります。

3) 横浜ブランド農産物の消費を増やすため、区役所、地区センターなどの市民利用施設に、販売所を設置したり、具体的情報を記載したパンフレットを置く、PRポスターを掲示するなど、PRを強めること。

<回 答>

(環境創造局) 区役所等の市民利用施設で、定期的に野菜市を開催するとともに、横浜ブランド農産物や地産地消のPRパンフレット・チラシなどを、各区役所、市民情報室にて配布を行っております。今後とも引き続き、市内の農協や農家のご協力をいただいて、より一層、販売支援の取組やPRを推進してまいります。

4) 生産緑地は単に農作物の生産場所であるだけでなく、緑地環境や防災上も重要なオープンスペースであることなど、その必要性を市民に広く知らしめること。

<回 答>

(環境創造局) 生産緑地法に基づき、「生産緑地地区」であることを示す標識を生産緑地地区内の道路に接する場所に設置しております。

また、市民生活に潤いを与える身近な緑や災害時の避難場所等の役割がある、生産緑地も含めた農地の重要性について、イベントやホームページなどで、PRしておりますので、今後も引き続き周知してまいります。

5) 若者の自立支援としても有効な横浜チャレンジファーマー事業と若年無業者のマッチングをすすめること。

<回 答>

(環境創造局) [こども青少年局]横浜チャレンジファーマー事業は、より効果的に事業を進めるために実施方法の見直しを進めている状況であり、認定の仕組みなどの整理にあわせ、市内での新規就農が促進されるよう、他の制度も含め市民の皆さんにPRしていきます。

6) 荒廃農地を減らすための策を講じるとともに、荒廃農地への不法投棄をなくすための策を講じること。

<回 答>

(環境創造局) [資源循環局] 農協や神奈川県等と遊休農地対策連絡会を組織し、遊休農地に関する情報を共有し、関係機関がそれぞれの事業で改善を行うよう連絡調整しております。本市の事業としては農地への利用権設定による賃借を促進するほか、市民利用型農園への支援をするとともに、農地流動化促進事業により荒廃農地を借り上げ復元して担い手に貸し付ける事業を実施しております。

また、不法投棄に対しては業者による夜間パトロールや警報装置の設置を実施しております。

以上の取組を引き続き実施してまいります。

IV 災害に強く、環境にやさしい、平和な横浜を

1. 災害に強い 安全な街づくりをめざす

- 1) 3・11東日本大震災(以下「3.11」)の教訓をふまえて市民の命とくらし、資産を守る、「災害に強い福祉のまちづくり」をすすめることを市政の基本に施策を具体化すること。

<回 答>

(政策局) [消防局、健康福祉局] 横浜市基本構想において「いつまでも安心して暮らせる安全安心都市」を大きな柱として掲げ、また中期4か年計画においても、「災害に強いまちづくり」を施策のひとつとしています。

24年度は、これまでの取組を踏まえ、「減災」をより一層進めるための防災対策の強化を図るとともに、欧州債務危機や円高等の新たな課題も踏まえた経済対策や、23年夏の節電・省エネ対策で得た成果などを活かした市民生活対策について、関係局と連携を図りながら市役所一丸となって進めてまいります。

- ① 予想される東海地震、南関東地震、横浜市直下型地震、最近のゲリラ豪雨などの災害に備え、本市「防災計画」を3・11の教訓を踏まえて抜本的に見直すこと。

<回 答>

(消防局) 今回の地震で明らかになった早急に取り組むべき課題である、津波避難対策や、帰宅困難者対策、備蓄品の見直しなどについて、進めています。

今後、これらの取組を踏まえ計画を見直していきます。

- ② 日本一危険といわれる浜岡原発の廃炉を求めること。

<回 答>

(本市予算に所管がありません)

- ③ 原子力災害を「防災計画」に位置付け、いかなる事態にも対応できるよう「原子力災害対策」を策定すること。その際、横須賀港を母港とする米核艦船の危険性を正しく認識し、位置づけること。原子力災害に備えて、市民が対応できるように、必要な機材、装置の配備を整えること。

同時に、市民講座、広報などで原子力災害に対する正しい知識を日ごろから市民に周知すること。

<回 答>

(消防局) [政策局]原子力災害については、防災計画「都市災害対策編」に「放射性物質災害対策」を規定し、「原子力施設における災害」についても想定災害としています。

(健康福祉局) (下線部分について回答)

放射線量の測定については、従来から実施している測定(大気・水道水等)に加え、「大気・水道水・食品・土壌等の測定、公表等に関する方針」(平成23年6月8日付)に基づき、各所管局において体制整備を進めながら、測定を行っています。放射線量測定機器の貸出については、各区役所に貸出用測定機器を配置し、平成24年1月30日から貸出を開始しています。

また、放射線に関する広報等については必要に応じ、適宜行ってまいります。

④ コンビナート災害に対する「防災計画」は、県や企業任せにできない横浜市の重要課題である。現行の「コンビナート防災計画」を3・11の教訓に立って見直し、本市の責任で実効あるものにすること。

<回 答>

(消防局) 消防庁が5月17日に設置した「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会」などの国の検討状況や、「神奈川県石油コンビナート等防災計画」の修正動向を踏まえ「横浜市石油コンビナート防災対策編」について見直しを検討する予定です。

⑤ コンビナートのある埋立地の護岸を補強するよう、国・県に求めること。

<回 答>

(港湾局) 臨海部の民有護岸は、基本的には各々の所有者によって適切に管理されるものであると考えておりますが、現在、震災を受けて国・県などでも様々な検討が行われておりますので、国・県の動向を踏まえ、市として対応してまいります。

2) 震災から市民の命を守る上で、住宅の耐震化事業はきわめて重要である。本市の優れた制度である木造住宅耐震診断事業、耐震改修促進事業を一層積極的に実施すること。そのために、制度の周知徹底を図るとともに、申請手続きを簡便化して、利用促進を図ること。

<回 答>

(建築局) 23年度は広報よこはま特別号の発行、古い木造住宅の多い地区への重点的なPR、訪問相談の対象者の拡大などを実施し、耐震化についての意識喚起や制度の周知徹底を図りました。24年度も引き続き積極的に啓発・PR活動を行い、耐震化の推進に取り組んでまいります。

また、申請手続きの円滑化を図るため、設計・施工者向けのマニュアルや申請の手引き等を活用しながら、事業者向けの講習会を行い、制度の利用促進に取り組んでまいります。

3) マンションの耐震診断支援事業と耐震改修促進事業について、制度の周知を図り、利用促進を図ること。

<回 答>

(建築局) 23年度から、本診断や耐震補強工事の必要性があるにもかかわらず実施していない管理組合を対象に、無料の訪問相談制度を開始し、耐震化の支援を行っています。対象となるマンションの管理組合に対しては、個別にダイレクトメールを送付するなどして定期的に制度の周知を行いました。24年度も引き続き積極的にPRを行い、制度の利用促進に努めてまいります。

4) 消防力の抜本的強化を図ること。

<回 答>

(消防局) 現在「横浜型消防力再編計画」の見直しを行っており、引き続き本市に必要な消防力の維持・確保に努めていきます。

5) 市民の防災意識を高める原点として、日頃からあらゆる機会をとらえて、わが身(命)を守る方法(術=すべ)を周知すること。

<回 答>

(消防局) 東日本大震災の教訓を踏まえて作成したパンフレット「減災行動のススメ」などを活用して、9月1日の「防災の日」を中心とする防災週間や1月の防災とボランティア週間、春秋の火災予防運動週間などを中心に、あらゆる機会を捉えて、地域、事業所において減災への自主的な取組が進められよう積極的に広報活動を行ってまいります。

6) 地域防災拠点や広域避難場所への避難路の確保、地域住民への周知とともに、施設・医療品・備蓄物品の拡充等をさらに図ること。避難場所については、あらゆる事態を想定した適切な場所を指定すること。

<回 答>

(消防局) 被災状況に応じた避難を考慮して、明確な避難経路は設けておりませんが、広域避難場所については案内標識等による周知を行っています。

また、災害対策用の備蓄物品等については、23年度に計画数量を満たしていなかった備蓄品の購入のほか、新たに缶入り保存パン、ランタン、ガス式発電機、簡易テントなどを購入しました。

避難場所については、これまでも地域の実情を踏まえ見直しを行ってきました。今後も、引き続き必要な見直しを行ってまいります。

2. 大型開発・都心部開発は見直し、地域生活圏における震災・防災対策を考慮した公共基盤整備を図る

1) 東日本大震災の復興や原発からの撤退という国をあげての取り組みが求められるときであり、そのためにも国庫負担を伴う大型開発事業の見直しを抜本的に行うこと。

<回 答>

(政策局) 本市にとって必要な事業については、24年度も引き続き取り組んでまいります。

2) 南本牧ふ頭整備計画については、MC-3の建設工事とMC-4建設計画は凍結し、国際的な物流動向や費用対効果の再検証を行うこと。

<回 答>

(港湾局) 基幹航路においては、投入船舶の大型化が急速に進んでおり、次々に超大型船が就航しております。そのため、横浜港においては、基幹航路の維持拡大を図るため、-20mの大水深岸壁をもつMC-3コンテナターミナルの整備を進めています。また、MC-4整備については、船舶の大型化や貨物の需要動向をみながら、着手時期を見極めていきます。

3) 環境破壊・財政負担につながる高速横浜環状道路整備計画は、凍結・中止を含む抜本の見直しを行うこと。南線については、国の事業評価の審査対象にもなっており、この際、事業の必要性そのものを白紙から見直すこと。

<回 答>

(道路局) 横浜環状道路は、本市の骨格を形成する重要な路線であり、港湾や空港機能を強化し、国際競争力向上に向け、平時にも災害時にも不可欠な道路です。

本市では、中期4か年計画において、横浜版成長戦略として位置づけており、積極的に整

備を推進します。

横浜環状南線は、首都圏の中核都市を連絡し、広域的な幹線道路網を形成する首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の一部であり、首都圏の道路交通の円滑化、経済活動の活性化のほか、CO2の削減等に資するなど、地域の発展等の効果が期待される道路として、整備を推進します。平成23年度には栄区公田町において、切土工事に着手し平成24年度も引き続き工事を進めるとともに、国や東日本高速道路株式会社と連携して用地取得を進めます。また、栄区全戸に対する事業の情報提供や地元自治会への説明会を実施するなど、引き続き住民理解の促進に努め、早期完成を目指していきます。

4) 都市計画道路については、社会・経済情勢の変化を踏まえるとともに、財政状況等を考慮して、住民の意見・要望を尊重し、真に必要な生活道路に絞りこむこと。変更候補路線とされた「岸谷線」については、廃止すること。

<回 答>

(道路局) 本市の都市計画道路の整備状況は、政令市の中でも最低水準にあるなど、依然として不十分であると認識しており、今後も着実な整備が必要と考えております。

平成16年度からは、都市構造や社会状況等の様々な変化に適切に対応した道路ネットワークとするため、都市計画道路網の見直しを進め、平成20年5月に「都市計画道路網の見直しの素案」として取りまとめ公表し、これに基づき、路線の廃止、追加等の手続きを近隣住民の皆様へ説明しながら進めています。

なお、岸谷線は、鉄道による地域分断の解消や踏切事故対策に加え、災害時の避難路や緊急輸送路になるなど、地域防災性の観点からも必要な路線と考えています。

5) 羽田空港に関わる「神奈川口構想」への参画はやめること。

<回 答>

(政策局) 神奈川口構想につきましては、羽田空港再拡張・国際化の効果を最大限に活かすための施策の一つと考えております。

6) 「エキサイトよこはま 22」なる横浜駅周辺大改造計画は、防災・浸水対策、バリアフリー化に基軸を置いた横浜駅周辺の整備計画に見直すこと。

この計画は、3・11後は災害対策基本法等の想定値や基準値の変更等諸条件が大変動したこと、ゼロメートル地域における防災の見地などが十分に検討されていないこと、地元合意が図られていないことなど問題点多すぎる計画であり、白紙にもどして見直しを行うこと。

<回 答>

(都市整備局) [消防局] 国際都市横浜の玄関口としてふさわしい国際競争力のあるまちとするために、横浜駅周辺の改造を促進する必要があると考えています。防災対策及び歩行者空間のバリアフリー化の促進は、エキサイトよこはま 22 (横浜駅周辺大改造計画) の基本方針の中に掲げており、民間開発などのまちづくりと連携して取り組みを進めてまいります。

なお、国や関連する学会などから、東日本大震災を踏まえた新たな技術的知見が示された場合には、計画を検証していきます。

7) 市営住宅の新規建設にあらためて取りくむこと。また、民間社宅・住宅を借り上げ、市の責任で低家賃住宅として提供すること。

<回 答>

(建築局) 市営住宅については、計画的な修繕や耐震対策、エレベーター設置等の改善により、適切に維持・保全を図りながら、既存ストックを有効活用していきます。また、民間賃貸住宅を借り上げた、市営住宅の供給を現在も実施しておりますが、引き続き、住宅に困窮する方々に対して提供を行っていきます。

8) 建築および開発行為等に伴う紛争、マンションの維持管理・耐震診断、建替え問題など、建築・開発にかかわるあらゆる問題に対応できるよう、以前各区に配置されていた建築主事の機能を持つ部署を各区役所に設けること。

住宅・住環境は市民生活の基本条件であるため、相談に当たっては憲法をはじめ、他の法令との関連などにも目を配り、市民の基本的権利が守られるようにすること。

<回 答>

(建築局) 市民の方から、建築・宅地開発などに関する相談が各区にあった場合は、建築局各部署に適切に繋ぐことができるよう各区と連携をとり、建築宅地指導センターを始めとした各部署において建築に関する質問、相談に対応しております。

また、ハウスクエア横浜や住まいるインなどにおいても、マンションの維持管理や耐震診断、建替え等の相談に対応しております。

9) 市内建築物・生活道路などのバリアフリー化を進め、エレベーター等未整備の駅舎解消、駅ホームドアの設置、改札口とホームの階段増設など交通機関施設の安全対策と混雑緩和策を緊急を要する課題と位置付け、鉄道事業者任せでなく市として積極的に推進にあたること。

<回 答>

(建築局) [健康福祉局] (市内建築物のバリアフリー化について)

平成17年に「ハートビル条例」(現「建築物バリアフリー条例」)を制定し、「ハートビル法」(現「バリアフリー新法」)で定めるバリアフリー基準の強化、対象建築物の拡大及び対象規模床面積の引き下げをしており、建築物のバリアフリー化の促進を図っております。

(道路局) [健康福祉局] (生活道路、駅及び駅周辺のバリアフリー化について)

本市では、駅を中心とした地区を対象にバリアフリー基本構想を順次定め、関係する事業者とともに駅及び駅周辺の一体的なバリアフリー化整備を行っております。

当面1区1地区を目標に取り組んでおり、今後とも更なるバリアフリー化の推進に努めてまいります。

(都市整備局) [健康福祉局] (駅の安全性確保について)

駅へのエレベーター設置、ホームドア設置、階段増設などの鉄道駅の安全性の確保については、基本的に鉄道事業者の責任において対応していく課題と考えていますが、国の補助制度の活用も視野に入れ、国や鉄道事業者と連携して検討していきます。

10) 生活道路の修繕、私道整備、雨水排水、公園の維持・管理等に関わる事業を推進するた

めに、土木事務所関連予算を増やし、安全・安心な身近な生活基盤の整備・拡充を図ること。

<回 答>

(道路局) (道路修繕、私道整備等について)

道路修繕、私道整備等の維持・管理のための土木事務所関連予算については、厳しい状況ではありますが、予算の確保に努めてまいります。

(環境創造局) (雨水排水、公園の維持・管理等について)

厳しい財政状況ではありますが、安全な生活基盤が保てるよう、予算の確保に努めてまいります。

11) 自転車による事故防止のために、自転車利用者のマナー向上への啓発など、効果のある具体的な対策を講じること。自転車専用レーンの設置を促進すること。

<回 答>

(道路局) 自転車利用者のマナー向上への啓発については、自転車の交通ルールをまとめたリーフレットを、市内の中学生、高校生、及び一般市民向けに配布するほか、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室を実施します。

自転車専用レーンなどの自転車走行空間の整備については、道路の利用状況や住民のご意見など、地域の実情を踏まえ、事業を推進してまいります。

3. 市街地区域の拡大にストップをかけ、都市部の緑と斜面緑地を守る

1) 公園設置等の公共公益負担義務のがれを目的とする分割開発を規制するために、現行の開発調整条例を、事業者、資本系列、計画年度、隣接計画間隔などの要件を盛り込む方向で改正すること。

<回 答>

(建築局) [環境創造局] 分割開発に対しては、開発区域の設定において、計画的、構造的又は工事の施工方法に一連性がある場合は、一体の区域として開発許可制度を運用しており、抑制に努めております。

2) 「横浜みどりアップ計画」の目的達成をめざして、市街地の緑地の保全と拡大に積極的に取りくむこと。そのために、市民緑地等、新たな制度の導入を行うこと。

<回 答>

(環境創造局) 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の目標達成に向け、さまざまな施策・事業を進めており、21年度に、特別緑地保全地区の指定要件を1000㎡まで引き下げるとともに、市民緑地等の導入についても検討しております。

また、横浜市環境創造審議会の「市街地におけるみどりの創造のあり方について」の答申を踏まえつつ、市街地でのみどりの創造により積極的に取り組んでまいります。

3) 市街化調整区域における開発許可制度は、墓地などの「特例解除」を原則認めないなど、同区域での開発規制を強めること。

<回 答>

(建築局) 市街化調整区域での開発行為は、市街化区域での立地が困難であって市街化を促進する恐れがないもの以外は認められないこととなっております。今後も開発許可制度の適正な運用を図ってまいります。

4) 墓地開発計画は、名義貸しの疑いなどで許可を得られなかった事業者が、「計画変更して再申請」する動きがでてきているため、厳格に審査し開発を認めず、環境を守ること。あわせて、墓地条例を距離規制、宗教法人要件の引き上げ等の方向で再改定すること。

<回 答>

(健康福祉局) 墓地の経営の許可については、経営の安定性・永続性の観点から、改正条例の主旨を踏まえて厳格に審査しており、再申請についても同様に対応していきます。

なお、墓地条例の再改定については、条例の運用状況を見ていきたいと考えています。

5) 緑化地域に関する条例を改正し、建ぺい率などに応じた緑化面積の設定、商業地域を対象に加えるなど、国に先駆けて緑増加対策を拡充すること。

2011年度要望への回答で、「緑化地域の区域の拡大等の研究」「より実質的な効果が上がる様、国に制度改正の要望を行っている」とされているが、その進捗状況を明らかにすること。

<回 答>

(環境創造局) 緑化地域制度の商業系用途地域への拡大については、都市緑地法により適用除外の規定があり、市独自の要望行動などを通じて法改正の要望を行っているところですが、現時点では法改正には至っておりません。

引き続き、市独自および大都市で連携して、国に制度改正の要望を行ってまいります。

6) 瀬上の森(栄区上郷町)における開発業者の都市計画提案(再)については認めず、貴重な緑地を保存すること。特に、旧都市計画法第34条第10号イの基準が「市街化調整区域を開発する需要の減少」を理由として廃止されたことを踏まえ、市街化地域の無用な拡大を抑制すること。

<回 答>

(建築局) 栄区上郷町における案件を含め、都市計画の提案があった場合は、都市計画マスタープラン等の都市づくりの方針や環境等への配慮などについて総合的に提案を評価し、都市計画の案として採用するか否かを判断していきます。

また、集約型都市構造やコンパクトな市街地の形成など、人口減少社会の到来を見据えた都市のあり方などを踏まえ、市街化区域に係る都市計画の適切な運用を図っていきます。

4. 地球温暖化防止対策の強化と資源循環型社会の実現をめざして

1) 市として脱原発、自然エネルギー転換の環境都市宣言を行うこと。

<回 答>

(温暖化対策統括本部) 本市としては、省エネ意識やライフスタイルの見直しなどの機運が高まっている中で、地球温暖化対策とエネルギーの安定供給という観点から、再生可能エネ

ルギーを一層普及・拡大していきます。

2) 産業・業務分野の排出削減を効果的にすすめるために、地球温暖化対策計画書制度にとどめず、大規模事業所との削減協定を結び、排出量削減目標の義務付けや排出量取引制度等の仕組み導入を検討すること。

<回 答>

(環境創造局) 対象者の拡大や市による公表、削減取組の評価など、実効性を高めた内容に拡充した地球温暖化対策計画書制度の運用を、平成22年度から開始しています。この制度では、一定量以上のエネルギーを消費し「省エネ法」で「エネルギー管理指定工場等」に指定される大規模事業所に対して、目標排出量の設定を義務付けています。

また、この制度を確実に運用し、削減対策を促進しながら本市としての実績を積み重ねた上で、国の排出量取引制度などの動向を注視しながら、本市に必要な制度の検討をしてまいりたいと考えています。

3) 車からのCO₂削減を図るため、電気自動車の普及、コミュニティバス・LRT導入など、低炭素型交通対策を計画的に推進すること。

<回 答>

(温暖化対策統括本部) [環境創造局、道路局、都市整備局] 本市では、運輸部門のCO₂排出量の多くを自動車からの排出が占めていることから、自動車単体からの排出削減を進めるとともに、過度に自動車に依存するライフスタイルを見直し、徒歩・自転車・公共交通などの利用促進などを進めていきます。

電気自動車の普及については計画的に実施しており、コミュニティバスの導入については、地域活動に対して様々な支援を行う「地域交通サポート事業」を実施しています。

LRTは、現在の道路状況や周辺の土地利用状況、地域のニーズやまちづくりの方向性、事業採算性などを踏まえて検討する必要があると考えています。

4) 市の施設での省エネ設備および自然エネルギー利用設備の設置計画をつくり、市が普及の範を示すこと。

<回 答>

(温暖化対策統括本部) [環境創造局、建築局] 厳しい財政状況の中、公共施設においては省エネの取組の徹底を図ったうえで、設備の更新時期等をとらえ、より節電効果の高い設備を率先して導入していきます。また、市民・事業者の皆様による省エネ設備や再生可能エネルギーの導入の支援も進めていきます。

5) 住宅用太陽光発電、太陽熱利用システム促進を図るため、市独自の設置費用の補助を拡充すること。

<回 答>

(環境創造局) 太陽光発電システム、太陽熱利用システムの普及を促進するために、住宅用太陽光発電システム・太陽熱利用システムの設置費補助を継続してまいります。

(温暖化対策統括本部) また、「横浜スマートシティプロジェクト」の一環として、「横浜グリーンパワーモデル事業」によって太陽光発電システム及び家庭用エネルギー管理機器の設

置費補助を引き続き行います。

6) 大規模商業集客施設、コンビニエンスストアなど 24 時間営業店への立地、営業形態の規制を具体化すること。

<回 答>

(温暖化対策統括本部、環境創造局) 商業施設等の営業時間の問題は、環境と経済の両立や生活スタイルなど様々な課題を含んでおり、現在規制はありません。「横浜市生活環境の保全等に関する条例」による「横浜市地球温暖化対策計画書制度」では、商業施設を含めた一定規模以上の事業者が地球温暖化対策計画を作成・公表、実施状況を報告し、市がその内容の評価を行い、温室効果ガスの排出抑制を進めています。

7) 事業系ごみについては、焼却工場でのチェック体制とあわせ、減量、分別にむけた排出事業者への指導・監視を強化すること。

<回 答>

(資源循環局) 事業系ごみの減量化・資源化対策として、市焼却工場での搬入物検査を強化するとともに、排出事業者の分別・資源化に対する自主的な取組が促進されるよう、排出事業者に対する働きかけや立入調査を実施しております。

8) 生ごみ資源化の全市展開に向けて、具合的な施策を展開すること。

<回 答>

(資源循環局) 本年度実施している生ごみガス化の実証実験の結果等も踏まえ、コスト面や環境面、市民の負担感等も考慮しつつ、生ごみの資源化手法について引き続き検討を進めてまいります。

9) 中区・栄区での燃やすごみ等の収集を、早急に民間委託から直営に戻すこと。

<回 答>

(資源循環局) 燃やすごみ等の収集については、栄区は、平成24年度に切り替えを予定しています。中区の切り替えの時期については、引き続き検討してまいります。

5. バス・電車・地下鉄等の公共交通網の充実を

1) 市交通局が住民の足を守る公営交通企業として事業継続するために、必要な場合は一般会計からの補助を行うこと。

<回 答>

(財政局) [交通局] 市民生活に必要なバス路線の維持等の必要な事業については、一般会計予算に計上しています。

2) 市営バスの停留所の上屋整備は、民間の広告に頼るだけでなく、住民要求に応じて独自に設置をすすめること。

<回 答>

(交通局) 民間企業が広告付き上屋を整備する事業手法は、交通局の収支改善に大きく寄与していることから、今後も引き続きこの手法を活用し、上屋の整備を進めてまいります。

3) 交通不便地域の解消にむけた路線の再編・新設、コミュニティバスやジャンボタクシー

の運行など、地域の条件、ニーズにあった手法を、サポート事業にとどまらず、地域とともに検討し、導入すること。

(交通局) (下線部について回答)

市営バス沿線で地域の高齢化が進み、なおかつ、容易にバスをご利用できない地域の状況を踏まえ、地域の方々の通院やお買い物などの手助けを提供する生活支援バスサービス「ふれあいバス」を平成21年12月から緑区と中区で運行しており、今後拡充を検討してまいります。

<回 答>

(交通局) (下線部について回答)

市営バス沿線で地域の高齢化が進み、なおかつ、容易にバスをご利用できない地域の状況を踏まえ、地域の方々の通院やお買い物などの手助けを提供する生活支援バスサービス「ふれあいバス」を平成21年12月から緑区と中区で運行しており、今後拡充を検討してまいります。

(道路局) 地域交通サポート事業により本格運行を開始した地区や具体的な計画について検討を開始している地区もありますので、これらの地区において得られたノウハウを活用し、現行制度の中で様々な工夫や知恵を出し合いながら、バス路線等の新設・再編を目指してまいります。

4) 災害時等の安全性を確保するために、市営地下鉄のワンマン化を見直すこと。

<回 答>

(交通局) ワンマン運転を実施するにあたっては、必要な安全対策設備を整えるとともに、適切な異常時対応ができるよう職員に対する教育訓練や健康管理を徹底するなど、ハード・ソフトの両面でお客様の安全を十分確保しており、引き続きワンマン運転を行ってまいります。

5) 新しい技術や機材を導入して、駅周辺の自転車・バイク駐輪場の整備を促進すること。

<回 答>

(道路局) 自転車駐車場(125cc以下のバイク含む)については、今後も整備促進に努めます。

6) 郊外部の団地などでの高齢化に伴う「買い物・通院難民」対策として、商店街・医療機関への移動手段を確保すること。

<回 答>

(道路局) 地域の特性にあった交通サービスの計画づくりから運行に至るまでの地域活動に対して様々な支援を行う「地域交通サポート事業」を実施していますので、担当課あるいは最寄の区役所にご相談願います。

7) 生活交通バス路線維持制度は、引き続き市民の足確保の見地から、補助対象要件を改悪しないこと。

<回 答>

(道路局) 生活交通バス路線維持支援事業については、平成24年度も引き続き予算を確保し、利用状況などを把握しつつ、要件を満たすものについては路線維持に努めます。

6. 米軍基地の即時無条件全面返還と平和都市宣言を

1) 池子米軍住宅建設については、あくまで市是である米軍基地「全面返還」の立場と、貴重なみどりを守る立場から、385戸の追加建設計画の撤回を国に求めること。

<回 答>

(政策局) 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域への住宅等建設については、平成16年9月の「横浜市域での住宅等の建設、施設の返還に係る具体的協議に応じる。」とした対応方針に基づき対応していきます。

2) 日米間で返還合意されている上瀬谷、深谷、池子の飛び地の遊休化している市内米軍施設の早期返還にむけ、市長が先頭になって国および米国への働きかけを強化すること。

<回 答>

(政策局) 市内米軍施設の早期返還に向けて、引き続き、市民・市会・行政が一体となった取組を進めていきます。

3) まちづくりの障がいであり、平和な横浜港に反する「ノースドッグ」と鶴見貯油施設については、返還の日米合意がされるよう国等に働きかけること。

<回 答>

(政策局) 市内米軍施設及び区域の早期全面返還を、引き続き、国へ働きかけていきます。

4) いかなる場合にも、ピースメッセンジャー都市である横浜市が管理する横浜港に、自衛隊護衛艦や米軍軍艦を入港・接岸させないこと。

<回 答>

(港湾局) 入港の話が生じた場合には、その目的と船舶の形状等を精査したうえで、市として、適切に対応していくべきものと考えております。

5) 市会の決議だけではなく、平和市長会議への参加にふさわしく、横浜市としても非核平和都市宣言を行うこと。また、「非核三原則」にもとづき、「非核証明書」のない軍艦等の横浜港入港・接岸を拒否すること。

<回 答>

(政策局) 本市は、ピースメッセンジャー都市として、また平和市長会議加盟自治体として、各国の核実験（臨界前核実験を含む）に際し、実施国に対する中止要請・抗議を行うなど、平和を希求する姿勢を国内外へ発信しております。また、平和啓発や海外諸都市との交流、協力事業を実施するなど、国際平和の実現に向けた活動を進めています。現在のところ、本市として非核都市宣言を行う予定はありませんが、今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。

(港湾局) (下線部について回答)

横浜港には本市の権限が及ばない米軍施設（横浜ノース・ドック）が存在し、外国艦船の入港を拒否することは困難な状況にあります。

6) 平和市長会議加盟自治体として、またピースメッセンジャー都市として、広島・長崎市主催の平和式典、原水爆禁止世界大会等への市民代表の派遣や、核兵器の廃絶・米軍基地の撤去等をめざす平和活動への支援及び広報予算を大幅に拡充すること。

<回 答>

(政策局)本市は、ピースメッセンジャー都市として、また平和市長会議加盟自治体として、さまざまな平和推進事業を実施しております。また、世界の平和構築に向けて海外諸都市との交流や協力事業にも取り組んでおります。今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。

7) 横浜大空襲の日(5月30日)を「平和の日」に設定し、反戦・平和の諸行事を実施・強化すること。合わせて、空襲・戦災等の資料展示場として「横浜平和会館」(仮称)を整備すること。

<回 答>

(政策局)本市は、ピースメッセンジャー都市として、また平和市長会議加盟自治体として、さまざまな平和推進事業を実施しております。また、世界の平和構築に向けて海外諸都市との交流や協力事業にも取り組んでおります。今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。現在のところ、「平和の日」の設定や資料展示場の整備予定はありません。

8) 本市の防災訓練への米軍の参加は、求めないこと。

<回 答>

(消防局) [政策局]大規模災害発生時には、市民の生命や生活を守るため、国内の防災関係機関や米軍とも協力・連携する必要があります。そのため、米軍を含む防災関係機関と連携した防災訓練を行うことは、重要なことと考えています。